

1. 議事日程

〔平成22年第4回安芸高田市議会12月定例会第3日目〕

平成22年12月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

3番 児 玉 史 則 4番 大 下 正 幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 企 画 部 長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 治
教 育 次 長	田 丸 孝 二	消 防 長	光 下 正 則
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介



午前 10時00分 開議

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において3番
児玉史則君及び4番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順と致します。質問方法は一問一答方式とし、
1議員当たり持ち時間は答弁を除いて30分以内でございます。なお、一
つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言
をし、明確にわかるようお願いいたします。
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

10番 山本優君。

- 山本議員 おはようございます。
10番 会派絆の山本優でございます。きょうはトップバッターでちょ
っとまだ落ち着いておりませんが、市民視点の、市民の観点に立って通
告通り市長の考えを伺わせていただきます。
まず、過去同僚議員が何度となく質問されていると思いますが、あえ
て同じようなことで今後のことについて伺うものであります。
まず1点、有害鳥獣被害対策として防護さく設置補助、捕獲委託事業
などいろいろと対策をとられております。しかしその効果は少なく、被
害は段々増加の傾向をたどっておる状態でございます。
特に、今年度はシカ、イノシシだけでなくマミとかクマ、ヌートリア、
カラスなどの被害が甚大だと聞いております。今まで以上の対策が必要
になってくると思いますが、今後の対策、また加えて対策費はどんど
ん増加傾向になると思いますので、今後の方向性をどのように考えておら
れますか。また、それを来年度の予算にどのように反映、計画されてお
られますか、この1点についてまず伺いいたします。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 おはようございます。
ただいまの山本議員の御質問にお答えしたいと思います。
有害鳥獣対策費についての御質問でございます。御指摘のとおり、有
害鳥獣対策につきましては行政といたしましても大変苦慮しております。

有害鳥獣対策は、基本的には「駆除」と「防御」とがありますが、ふえ続ける頭数に対応できないのが現状であります。

「駆除」における対策として、本年度から有害鳥獣捕獲班員の後継者育成のための、第一種狩猟免許取得にかかる補助制度を導入したところでございます。幸いにも本制度を利用され、2名の方が合格されています。平成23年度におきましても、制度のPRを図りながら後継者育成に努めてまいりたいと思っております。

「防御」における対策としては、鳥獣侵入防止施策の設置やひろしまの森づくり事業による鳥獣被害を防止するための緩衝帯の整備、食害に強い農作物の栽培等総合的に実施することで、農作物を有害鳥獣から守る対策を推進しているところであります。

侵入防止施設の設置につきましては、引き続き国・市・JA・農業共済の助成事業の活用について市民の皆様方に周知し、できる限り広範囲な地域での取り組みとなるようお願いをしているところであります。

いずれにいたしましても要望が年々増加する傾向となっており、財政上の課題もありますが、できるだけ被害が拡大しないよう支援していきたいと思っております。予算的なことにつきましては、担当部長のほうから説明いたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 農地保全にかかわりまして農地保全対策費で予算を審議いただき議決をいただいております。当初予算では500万円の予算を計上し、9月の補正で660万円を承認していただきました。

また先般の12月議会では630万円の補正をお願いしたところございまして、これも議決をいただきました。農地保全に係る総予算額1,790万円でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 市長が言われますように、猟友会の会員が2名ふえたとか対策費が1,790万円の予算を組んであるということでございますが、この今市内の全域を見ますと、限界集落とか施設はつくったけれどもその維持をしていく人たちがいなくなるとか、そういう問題が一番大きな問題だろうと思うんですよ。もう何ぼつくってもつくっても管理する人がいなかったら動物が入ってきます。今年はブドウとかカキとかリンゴなんかはクマとかマミとかがさくの下から穴を掘って入って来て被害は相当あると聞いております。3割ぐらいの減収だというふうに聞いております。そういう観点から見ると、有害鳥獣の防御に対する動物の研究者ですよ、ああいう人たちと研究してから早急に対策をとるような方法があるんじゃないかと思っておりますが、そのことについて市長の考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のように、だれが管理していくのかということでございますけれども、基本的には土地所有者であり作物をつくっている人が管理してもらわないといけんことなんです。ただ行政としても管理しやすいように、または効果が出るように。例えば先ほども申し上げましたように、集団で丈夫なものを設置していくとか、こういう指導も徹底して管理させるようなものにしていきたいと。非常に於手保さん何かだったらやっぱりばっちりさくもしたものをつくっておられますので非常にいい効果が出てるとも聞いています。中途半端に自分のところだけ囲んで経費を安くしたということになってくるとなかなか向こうもかしこいんだから、ちゃんと下からもぐってきたりするんで、こういうことも踏まえながら行政指導も加えていきたいと思えます。お互いが一緒になって考えてあげるべきだと思っています。

それから限界集落の話ですけれども、この問題とはまた違うかもわかりませんが、限界集落につきましてはこれから大きな課題。やはりいわゆる地元の自主防災とかそのようなこともございますので、総合的な対策というのはこれからも必要になってくると思えます。これは我が町だけの問題じゃなしにもう中山間地域の特異の問題なのでこの問題については場所は別にして限界集落対策については考慮していきたいと。私の考えでは、今回のTPPの問題が出てくるとさらにこの課題の問題に拍車をかけてくることになるので足元に置かないように早急にこういうことについては総合的に考えてまいりたいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 基本的には地元とか振興会で管理するのが基本ですが、段々みんな年をとって最初は管理する人がたくさんおったと思うんですよ。それが基本的には任せた地元任せとるんじゃないかという考え方ではなく、これから何かそれに助ける方法を考えられるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 趣旨はよくわかります。だけど今農業の集約化とか今の施策として進めておりますけど、やっぱり作り主にあずけてもらうというのは基本だと思います。そこで行政が職員を配置してこの番をしていますということもなかなか難しいので、趣旨は十分わかりますけれどもいろんな農地の集約化とかそういう工夫をしながらこの課題には対処していかなくてはいけないではないかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 その中でもあれなんです、駆除に当たって、ことし一回クマの駆除を特別対策で一回とられてると思えます。美土里町のほうの夜間クマが

出るということで。年間2,000万円以上の駆除委託費が出ておりますけれども、そういう駆除の仕方っていうものを国の法律で狩猟法というものがあって難しいことがあるんだろうと思いますけれども、ちょっと薄暗くなったときにシカなんか100頭ぐらい出てるわけですよ。そういうときにやれば一度に効果があるわけですよ。だからこういう特別な特例としてできるような対策がとれないのか。市として県とか国にそういう要望をして特例が認められるか認められんか、やってくれというような努力を市長にしてもらってみたいんですが。クマの場合はできたんだからそれをそういうふうにすれば毎週毎週駆除班が自分の仕事をほっといて駆除に出るわけですよ。そうすることがやっぱり一晩か二晩ぐらいである程度きれいにできる可能性が高いと思うんですが、その点について市長はどうお考えでしょうか、お伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おっしゃるとおりで、地域では30頭ぐらい出てるところもあるようなので、一回に駆除したらいいんじゃないかということでございますけれども。先般、保護と駆除という日本の法律の私は非常にその壁を感じております。クマにしても実際は保護動物だとおっしゃいます。だから今回許してもらったのはクマが我々に被害を与えるという判断をしたら駆除をしてもいいと。後ろ向きのクマが5頭歩きよったけんって撃っちゃいけんっていう話なんですよ。こういう法律の改正があります。非常にこれも鳥獣を守る団体もございまして、これが日本の法律で難しいところなので。これが駆除頭数もそうです。これ今、駆除班の守る立場とうちの駆除する立場と毎年交渉してから決めておる、600頭って。それから先般、議会がありますけれども駆除地域を決めるのもそうです。安芸高田市のこの面積だったら守る地域をこれぐらいと決めないけん法律で決まっているもんですから、どこかにこの守るところを決めないけん。守るところはやれんですわね、こんなわしのところはいけんけどどっかの言うたら、ほんとかじを引いてそこを決めないけんようになるかもわからん。というように非常にこの問題、今調整をしています。だけど一番我々に返ってくるのは、保護するという観点からの説明を受けます。どこいってもここの法律は曲げてくれません。だからこの前のクマの判断で許されたのは、あなたが被害を受けると、自分で危険を感じたらいいんじゃないですかと。私は警察に行ってもその判断はしませんと。市長が勝手に危ないと感じたらそういう指導をしてくださいということで答えをもらっています。シカもそうです。シカに実際被害を受けると思ったときにはと。それが今度どういうふうに評価してもらえるかというのがありますけど、こういうことはまた再度被害が多いので、国、県には申し出てみたいと思います。集団駆除というのは。ただもう一つは、猟友会の撃ってもらおう云々との了解もしながら調整もとりながらそういう調査をしてみたいと思いますので。ここで実際御提案のこと、汗はか

いてみたいと思いますので、そこのお約束だけはしてみたいと思います。ただ結果については今までの交渉結果から歯切れのいい回答は得ていないということだけは了解してもらいたいと思います。要は、日本の法律の課題の問題だと思えます。保護と捕獲との接点。ただ便利がいいようにちょうど真ん中の位置を見てちょっと捕獲の面からちょっと物足りないんですけど、そういう中を我々も調整してるんだということを御理解をしてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 駆除と保護といろいろ問題があると思いますが、人的被害があるかという今のお話ですが、人的被害というか、農業従事者の被害が何千万円という単位であるわけですよ。じゃあそれはどうするんですか。農業を振興しよう振興しようといいながら、農業の被害をそうやって食いとめられんような法律じゃ、矛盾しとると思えますよ。だったらそこをもう少し農業を続けてもらうためには、この間も市長が言われた農業後継者を育て大学に行かせてこれを従事させるんだと言ったって、守る体制がそういう被害が出て守ってくれないような体制ならなかなか後継者はできないと思えます。その点を考えたら人的被害があることもそうですが、やっぱり農業に対してすごく何千万、何億という被害があるんだしたらこれを国や県にしっかりと行って、言ってくれると言われましてけども、もう少ししっかり体制を考えて言ってもらいたいと思えますが、再度お願ひしたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 少し強い口調ではこれから調整してみたいと思えます。ただ、絶えずことあるごとにそのことを申し出ていることは言い換えさせていただきます。もっと強い調子で言ってみたいと。

それでもう一つ言い忘れたんですけれども、夜間のことについて言われたんですけれども。法律が、夜間に鉄砲発射すると、いわゆる歩行者とか人がおったらやばいんで、そういうのはだめだということは決まってるんですよ。だからその辺の大きな事情、法の縛りとかあることだけは理解してもらいたいと。議員がおっしゃるように、努力はしてみたいと思えます。挑戦はしてみたいと思えますが、成果の方はしっかり約束できませんので御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 いろんな問題があるのは覚悟して承知しております。ですが、市長がしっかりとした口調で要望してみると言われましたので、私もそれで安心して次の質問に移らせていただきます。

次の質問でございますが、駆除固体の確認についてでございますが伺います。有害鳥獣対策費の中で捕獲委託料が含まれておまして、今回

も補正でつなげられております。当初の場合はシカが1頭9,000円、イノシシが1頭5,000円となっております。シカが年間2,000頭近く駆除されておるわけですが、そういう中で小型動物とか各鳥類などは除外として、大型の動物、シカ、イノシシ。クマは保護動物だから入らないと思うんですが、しっぽの数で予算内で助成しておられるということです。そうなんですが、個体数としっぽの数との確認はどのようにされているのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

また、捕獲助成金等交付対象者は有害鳥獣捕獲班の構成員のみなのか、または一般市民にも交付されておるのでしょうか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 詳細には担当部長のほうから説明いたしますけど、今わかる範囲で私が回答しております。

駆除固体の確認についてということでございます。駆除固体の確認につきましては、捕獲につきましては有害鳥獣捕獲班と委託契約を結んで、捕獲頭数に応じ委託料の支払いをしているということです。

捕獲獣頭数の確認でございます。有害鳥獣捕獲班から提出された、さつき議員が御指摘のように、しっぽの数で確認をしております。この数の中には各地域等に設置してあります防護さく等に掛かり、有害鳥獣捕獲班にとめ刺しをお願いした頭数を含んでおります。また死亡した獣畜につきましては、一般廃棄物として処理をしております。捕獲班はかかわっておらず、捕獲頭数には含まれてないということが現状でございます。ちょっと詳しい説明を担当部長の方からしますのでよろしくお伺いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 先の12月補正のときに質疑の中で少し触れましたけれども、今ちょうど猟期でございまして、猟期は資格をお持ちの方が捕獲をされるということに対してしっぽの確認で委託料を払うと。猟期以外につきましては、有害鳥獣捕獲班、これは人数も先の補正のときに申し上げたとおりでございます。有害鳥獣捕獲班が捕獲に当たっていただいたものに対してしっぽの確認で委託料を出すと。各支所のすぐやる課のほうで確認をして、吉田町においては私どもがやります。農林水産課のほうでしっぽの確認をいたしております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 捕獲班が処理したものについては問題はないと思うんですよ。ですが、道路上ではねられて死んだシカやイノシシがおりますよね。これについてお聞きしますが、これについて国道事務所とか県道、市道、国道とありますので国道の場合は三次工事事務所だろうと思うし、県の移譲を受けてれば市がやるとるかもしれないけれども、その辺で死んでるシカ

とかイノシシだったら市民生活課がやりよるといふふうに聞いてます。その中で処理を委託された業者があるじゃないですか。それらが処理に行ったときに大体しっぽがほとんどないということ。固体は残ってるがしっぽがほとんどないと。これはどういうことだかわかりますかね。このしっぽが補助金の対象になっているとしたら税の二重払いになるわけです。可能性が高いわけです。これに対してはどのような対応を考えられますか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 道路で死んでいたシカ、イノシシ等の死体の中にしっぽがないということでございますけど、実態を調査いたしまして、もしそういうことがあれば今後そういうことが起こらないような対策を講じていきたいとかように思います。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 そのような実態があるかどうか、まだ把握されておられないようですが、これ農林水産課と市民生活課と建設課と全部縦割りで分かれておるわけですね、対応が。市民生活課にこの間行って聞いたら、6月から11月まで38頭ぐらいの処理をされておるわけですよ。ここには1頭1万5,000円の処理費が出てるわけですよ。それで県道とか国道とかあの辺で処理する部分の費用については1頭5万円ぐらい出てるわけですよ。国道とか県道とか道路で死ぬ場合はそれは道路交通安全のために早急に対策をとらなきゃいけないので高額な処理費用が出てるんかもしれませんけれども、市から1頭9,000円の補助金が出てる中でしっぽを持っていくんだったら個体も全部処理してもらって9,000円なんですよ。しっぽがなくなってあとの処理費にそれだけの銭かかるとということは税の二重払いというか、無駄なお金というふうに感じるんですが、感じるというか思うんです。これについては各課とか国と県とかと連携をしっかりとってもらって、どういうふうにしたら一番いいのか、税の無駄にならないのかということを検討していただいてこれから適正な処理の対策をとっていただきたいと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどそういうつもりで回答したんですけど、ちょっと足らんかったかもわかりません。関係機関等と協議しながら、こういうことにならないように税金が無駄に使われないようにしっかり対策を講じていきたい。こういうことが発生しないようにしっかり対策をとっていきたいということをお約束したいと思っております。

行政も今までこういう課題を抱えて協議したことが余りなかったと思うので、これを機会に関係機関と十分協議をしていきたいと思っておりますので御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 市長は今度、各課と関係機関としっかり対応して無駄にならないように対応されるということで承知いたしましたので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。これはちょっと難しい問題だろうと思いますが、職員の人事制度について少しお伺いいたします。

市長が言われている人事評価システムや人材の適材適所の配置について述べられているところがございます。人事評価システムについては平成24年に向けて構築されるよう計画されておるところだと思います。その中で発揮した能力、上げた業績など、客観的評価によって能力開発や適材適所な人事配置をするためのシステムをつくらせていただいています。この計画は2年後のことですから今の議論の中に入らないと思いますが、現状での人事について市民感覚での職員についての本庁内においても支所内においても活気や覇気が感じられないことが多々あるんです。ほとんどの人がやる気満々で毎日頑張っておられることと思いますが、態度や発言にどことなくそういう意識があるような感じに受け取るのは私だけでなく市民の皆さんもよく言われているところがございます。

そういう中で能力開発の研修や技術研修を一生懸命努力されたとしても、3年、4年前後で皆さん人事異動で動かれるわけです。異動したすぐはなかなかできないかもしれませんが3、4年たったらちょうどなれて、やる気や意識がどんどん出てくる時代だろうと思います。その時期に、3、4年で異動させられたらせっかくやる気になっていたところでの意識や気力もまたなえてくるのではないかと思います。それもありますし、せっかくの研修も3年ぐらいで他のところに行ったのでは無駄になるんじゃないかと思うところでもあります。今までの行政の職員としたら浅く広く、全体がよくわかるようになってどこに行っても仕事ができるようになることが求められていたのですが、これからは特に専門性が大事なのではないのであろうかと思えます。やりたい仕事があれば短期的でなく長期的に就業できるシステムをつくり、職員のやる気、向上心を喚起することが市民の期待にこたえることになるのではないかと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人事異動についての御質問でございます。

御質問の趣旨、「やりたい部署があれば、長期的に同じ職場に在職させ専門性の向上と職員のやる気」の喚起の御提案であらうかと思えます。御提案の趣旨は十分理解できます。ただ、弊害として他の自治体においては、同一部署に長いことおることにより収賄につながった事件も報道されております。適当な時期の異動も必要であります。総合的な判断による人事が必要であると考えております。

今後、具体化すべき施策の推進とあわせ、組織機構がより一層、効率的・有効的に機能するよう、人材の有効活用と育成、合わせて組織の活性化を目指した人事を行ってまいりたいと思っております。職員の意識改革というのは大きな課題でございます。実際、もとの町の体制がそのまま引きずっているという職員の意識改革も必要だと思います。我々を含めてそういう意識改革がこれからも大事になってくると思います。それから今言われております行財政改革、職員が一体となってやらなければ実証できないことなのでしっかり意識改革に努めてもらいたいと思います。

それから私必要に感じたのは、旅費の節約のためにいろいろ研修の機会もけずったような気がするので、このことについてはしっかり研修もさせていきたいと思っております。いろんな知恵をしばりながらしっかりと職員意識改革をしてもらって、行政に協力してもらいたいと思っております。

それから専門性の話が出ましたけど、一般的に私の考えでは、5万人以下の市町では専門職は雇うべきじゃないと思ってるんですよ。そうしないと建築家さんを雇っても汎用しなくなってその建築の仕事が将来あるわけじゃないので。むしろ専門性とか企画分野とかいうものを充実させて、そういう専門的分野は委託に頼って、サービスの低下が起こらんような委託者を指導するという形もあるんですけど、自分が中において入り込むんじゃないというような概念もこれからは必要だと思います。要は、市民の皆様へのサービス低下を起こさんような仕組みづくりが大事だと思っております。専門家を雇わないとサービスが低下するというのはであればそれを雇わないけんし、一時的な課題であれば専門家の方に来ていただいて処理してもらおうんだというようなことも一理あるんじゃないかと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

このたびの水道の委託というのは、まさしくそういう考え方から生じております。もちろん職員の方には工事現場に携わってもらうよりか、むしろ市内における無給水区域をなくしていくとか、水源の確保とかそういうところに力を注ぎたいというのが趣旨でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 市長が言われる大工とか左官屋さんとかいう専門職じゃなくて、やっぱり水道関係だったら水道関係、下水道だったら下水道がよくわかってる人とか、総務関係だったら総務がよくわかってる人というような意味で私は言ったわけで、そういうところでしっかりと能力のある人材を利用していただくようなシステムをお願いしたいと思います。

その中で、やっぱり言われた中にも特に言われることですが、支所何かで地域のわからない人たちが支所へ赴任された場合、市民の相談相手になれない部分も多々あるんですよ。そこで極端に言えば、吉田町の

ことを全体がわからないのに美土里のほうから来たりっていてもあそこには何かがあるか、あそこの道路がどこにあるのかというのがわからんようなことではやっぱり市民の負託にはこたえられないんじゃないかと思うので、そういうところでもしっかりとその地域に密着した人材というか、そこで発揮できるような人材をうまく利用していただきたいと思うんです。そういうところで市民に対するサービスは向上するんじゃないかと思っておりますので、その点についてはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員がおっしゃることもよくわかります。地域性がしっかりわかった上での行政展開はしていかなくちゃいけないと思います。

一方でこれから安芸高田市一体となっていくかといけません。ある程度そういう地域の密着型という人と、ある反面、地域を理解してもらおうと。高宮の人が八千代町を理解してもらわないけん、吉田の者が美土里町を理解せないけんというふうに、それがないと今後いい安芸高田市、「ひと輝く安芸高田市」はできないと思いますので、そういう分野も踏まえているんだと。だから7割ぐらいは地元、あとの3割はそういう勉強してもらおうというようなことも必要なので御理解をもらいたいと思います。今副市長もおりますけども、そういうことを考えながら今現在やってもらってるんですね。そういう人事にしてもそうです。そういう長いところおった人も変わってもらってるんですけど、今後、市民の意見とかそういうものを十分聞きながら、また人事にも反映するように私からも指導していきたいと思います。今一生懸命皆やってるんですよ、そういうことも考えながら。ただ結果としてまだ不満足ということもございますけど、これはその人事の宿命みたいな部分もちょっとあるんで、御理解をもらいたいと思います。

それからやっぱり一番避けていたのは、そんなに難しいものじゃなしに、支所に来られたときにある程度の対応は職員の方にしてもらいたいと、本庁でもそうです。いやこの問題は新交通の問題は企画でやるけど私は知らんとか、職員にもいつも言ってるんですけども、夫婦の課題ぐらいわかるようにしとってくれよというような、ここらの恥ずかしい話もしとるんですよ。この辺の啓発もかけながらしっかりしてもらいたいと。しっかりそのとおりにやってくれというんじゃないしに、市民のほうからも市長これおかしいでと非難も賜りたいと思ってるんですよ、一方的じゃないしに。それでいい形にもっていきたく思いますので、気持ちはそういう気持ちであるんで。おいおい、いい人事もできてくると思いますけど、せっかく議員が御指摘なので、ことしはさらに職員の意見とかも今までも聞いてるんですけど、聞きながらまた人事もやっていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 市長の言うこともよくわかるんですが、合併したんじゃけ、各町がそれぞれみんな全部わかるようにしたほうがいいという意見でございますが、私としましたら各地域は支所が把握すればいいと。全体のことは本庁で把握すればいいんじゃないかと思えます。その辺は私の意見でございますが、その辺で私の考えはそうなんで、市長に全体がわかってほしいというのはよくわかりますが、もう一点だけ聞かせていただきます。

今、総合窓口の予算がこの間の補正で出されました。総合窓口を業者に委託するという話になっております。これについてこの人事についてでございますが、窓口は委託するんだからよそから来られます。今までそこにおった受け付け業務をやった職員ですね、これはどうなるんでしょう。そのままおるんだったら窓口をつくった分だけうわの財政というわけですね。職員は減らして総合窓口をつくるというんだったら、それはサービスが向上して財政的にも楽になるから委託するんだよという話になりますけども、その人事は職員公務員制度があるけん、首せずにはほかの部署へ、元の部署へ戻してそのまま働いてもらうんだということになれば、こっちの総合窓口の分が余計になるんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 基本的には総合窓口というのは、本来の事務を民間委託してサービス向上とか行政改革にも寄与していきますということになってます。だから本来そこにおった職員は今後企画とか大事な仕事をまたやっつけていかれる。それで雇用もいわゆる職員がやめただけを雇用してないんですよ。穴があいてるわけです、どこかが。そういうところも補填をしてもらって大事な仕事をしてもらうということなんです。無駄にやっ取るということはない。ただつなぎとしてちょっとなれるまではということはあるかもわかりませんが、基本的にはちゃんとそういうことでこの窓口は民間委託ということになってる。本来新しい仕事の展開をまたしてもらうということなんです、大事な仕事と。だからダブルということは決してありませんので御理解をしてください。

それからさっきの支所で人事的に精通したらいいと言われたんですけども、市の職員も本庁に来てもらわないけません。来たときには今度は全体のことを考えた企画としてやらなきゃいかん。だからさっき説明しましたように、全部じゃなしに8割ぐらいはそういう地元の機能を持って2割は全体の機能を持つようにという展開が好ましいと思って今そういう展開をしているわけで、決してこれが全部こうしてやるというんじゃなしに、かえってこのことが今のさっきの議員さんの質問になると思うんですよ。やる気をなくすようなこともあるし、わしを支所のほうばかり置いとるやないかと、じゃなしに支所から出てきたら今度は市全体のことも考えてもらわないと使い物にならんということになるんで、職員の研修というのも踏まえてますので、そういうことは御理解をして

もらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山本優君。

○山本議員 昨日も話がありましたけれども、市長の行政評価システムによってから職員の意識が随分改善されたと聞いております。しかしこれからやっぱり市が今まで6町という考え方でございましたけれども、その中でところてん式の人事じゃなくてやっぱり有能な人材を有能な箇所で持って行って市民のためになる働きをしてもらいたいのので、その辺をしっかりと検討していただきまして、今12月ですから来年度予算とか来年の人事も水面下で動いとうろうかと思っておりますけれども、その辺について市長の考え方を聞かせていただきまして私の最後の質問とさせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 適材適所、職員の能力を生かすということは人事への対策ということなのでそのことに留意しながらしっかり人事をやっていきたく思いますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

以上で山本優君の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時50分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、無所属 山根温子でございます。通告に基づきまして5点ほど質問をさせていただきます。

1点目、統合給食センターにおける地場産品の需要と供用開始に向けた対応について御質問させていただきます。

まず平成23年度4月供用開始、いよいよ来年となりました。今まで旧町単位での給食センターあるいはそれぞれの学校での自校方式、また保育園での自園方式により給食が統合給食センターにおいて3歳未満児以外の約3,100食がつけられ配られるようになります。

この計画が動き出した当初、保護者など多くの関係者の方が不安を抱かれたことに、今までほとんどが約100食から300食程度の地域の野菜などを使い手づくりで行ってきたものが約3,000食を越えるという中で食材に加工品の利用がふえていくのではないのか。また食育の観点から食への関心が薄れるのではないかなどがあります。供用開始まで3カ月という期間ではありますが、地元JAとの連携における地場産品の供給確保に向けた計画と課題を市長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の御質問にお答えをしたいと思います。

最初に、給食センターにおける地場産品の活用についての質問でございます。学校給食を通じて安芸高田市内の子どもたちに市内産の安心・安全な農産物をできるだけ供給することは、地産・地消の推進により、地域農業の活性化を目指している本市にとりましては重要な取り組みであると認識をしております。このため、平成21年5月に市内の関係部局による「地産地消プロジェクトチーム」を設置いたし、地元食材の利用促進と供給体制の確立に向けた調査研究を行ったところでございます。

学校給食への地場農産物の安定供給体制の構築や、地場農産物の利用立の拡大をはじめ、消費者に安心・安全を提供するとともに、市内の農産物の消費拡大により生産者の所得向上にもつながる取り組みとして、本年度中に地産地消行動計画書として取りまとめることにしております。

また、学校給食センターが平成23年4月から稼動することから、本年8月に安芸高田市給食センター地場農産物供給検討委員会をJA、調理員、栄養士等を加えて開催いたし、具体的な地場農産物の供給体制づくりについて協議をしたところでございます。方向としてより積極的に地産地消を推進するため、市とJA広島北部が連携いたし、供給可能な野菜を産地づくりの品目として設定し、市は旬の野菜などの生産情報を基に献立を作成し、JAは給食に必要な食材の生産拡大を図って安定供給に努めるなど、推進体制を構築することとしております。

年間の給食献立表により地場農産物の供給可能時期や供給量等について最終的な今詰めを行っておりますが、年間を通して供給できる農産物は限られており、今後の課題はできるだけ供給できる期間を延ばして、地場産業の供給率をアップしていける努力を今しております。

現在、月1回の検討会を行っておりますが、給食センターが稼働後も引き続き給食センターとの協議の場を継続し、地場産の農産物の供給について努力してまいりたいと思っております。また今後においては生産者の思いも伺いながら、連携の場を広げていきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

供用開始に向けた保護者等への対応につきましては、教育長からお答えしますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 供用開始については、最後のほうでまた教育長に答弁をお願いします。

まず、先ほど市長から言われました推進体制をまた構築することとしているという答弁の中にはまだまだ4月から供用開始というところでもう大丈夫というところまではいってない、まだまだこれから構築されるところが多いなという思いをして聞いておりました。特に、JAとの緊密な連携の基で計画を立てられていることと思っておりましたが、JA

のほうからは総代会などで当日搬入が課題になっているという発言もありました。これについての打開策はどうなっているのでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど検討委員会とか供給体制、今確立として検討委員会を設置と考
えてましたけど、方向性は地場産業を使うということで検討しています
ので決してこれをとってるわけじゃないので。ただ地場産業を使う場合、
安定的に供給できるかということが今大きな課題になっています。今そ
のことができるように努力をしている。例えば、保管庫を利用してちゃ
んと安定的に調理できる方法があるのかとか、こういうようなことを現
在調理している方の御意見を聞きながら受け賜っておるところござい
ます。第1次的にその人と相談をすることを義務つけておりますので、
条件が合わん限り、合わなかったら別ですけれども、合えばちゃんと供
給体制を整うと思います。それから新たな需要につきましては、市内の
ほ場整備、いわゆる深瀬の団地とかそういうところで、今後は産地化を
していこうとかこういうような取り組みを今行っているところござい
ます。いずれにしても地場のものを使っていこうというのがスタートで
ございます。その中でどうしても価格的な不安とかそういうものがあ
ったらやっぱり相談をしてもらうんですけど、できるだけそういうこと
は聞いてあげようと思っています。ただそのためにお互いが努力した結
果がそうならば別ですけど、ある程度の努力も今の事務との生産者もし
てもらわないといけんということでございます。

このたび、今のこの間話をしとったら、今度お任せせないけん今の八
千代町の施設にしても農産物をやっぱりつくったものをたくさん取って
もらうことが価格アップにつながるでしょ。だからつくったものが長さ
がそろそろんといけんとか、太さが同じとか、その産直市の条件を出
されたんじゃなかなか半分しかできないけど、仕組みを変えたら安心、
曲がとってでもいいよという仕組みにすれば80%とっていけるとかこう
いうことも今検討してもらっています。僕は画期的なことだと思ってま
す。包丁もこう切るんじゃなしにこう置いとってからすぼっとくるよう
な包丁を開発しよう、こういう努力もしています。こういう努力の中で
できるだけ農家の方の所得がふえるように、またいわゆる市場に競争が
強くなるように努力していきたいと思っておりますので、御理解をして
もらいたいと思います。地場産業が最優先でございますので。ただ事情
によって業者の方もこれは地元の方も、売られんという話になるかもわ
かりませんが、スタートは全部一緒にいこうと思っておりますので御
理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 地場産業、最優先というところで心強いお答えでした。また規格外で
もとる、そのための機械の開発などもされていると受けとめていいと思

いますけれども。

また保管庫、当日搬入については私も調べましたら、保管庫を使うことによってそれはクリアできると。またその保管庫はどこなのかなと思って聞いておりましたけれども。保管庫という意味では葉物野菜などが大変これからどうなるのかなと思って気にしていることなんです。葉物野菜などについては流水でしっかり洗わなければならない、3度洗いが必要だというような学校給食法ですか、かなり条件が厳しくなっているというのも聞きました。しかし大量給食をつくろうと思えば短時間でほんとに大量調理という課題が大きいのしかかかってきます。このような調理上の事情に加えて衛生管理、ごみ処理の問題もあって一時処理や下処理を行った食材が当然求められてくると思います。これについては何年か前に輸入冷凍野菜について中国産の冷凍ホウレンソウが入りまして、これは残留農薬が問題となった経緯があります。安易な冷凍品の利用は避けていただきたいし、また不安を拡大するものですが、冷凍貯蔵や加工品開発によって、ほんとに市長が言われたように地場産業最優先、地場農産物の利用最優先という形で地場産品の利用期間の長期化が図られると思いますけれども、どのようにお考え、対応されているのでしょうか。これは担当が市長か教育長かちょっとわかりませんが、くわしくしっかりと答弁していただけたらと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 給食食材につきましては先ほど市長が答弁しましたように、なるべく地場の野菜であったり地場の豆腐であるとか、そういった加工食品をつくられているところもございますので、そういったところを第一優先にして仕入れていくという考え方でおります。3,100食を予定しておりますけれども、近隣のその前後、もしくはそれよりも多い給食センターの状況等も見させていただきましてけれども、一部どうしてもという部分は除いても基本的には当日の搬入、そして当日からつくるということとなります。そのために、状況によっては7時までには食材を入れていただくというふうなこともお願いをせざるを得ないだろうと思います。そういったことによって、ある程度の時間を確保して指定の時間までにそれぞれの保育所、小・中学校へ搬入していくと、そういったことを現在では考えています。今、栄養士等によりまして献立なりまたは具体的にそこをどういうふうクリアしていくかという検討をしておりますけれども、今申し上げましたような基本的な考え方の中で作業を進めさせております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 再度、御質問します。私は具体的な答弁を望んでおります。対応調理の中で冷凍品、今の御答弁ではどれぐらいのどうしても使わなければいけない加工、冷凍品が出てくるか。また地場産品をどのようにして利用

機関を長期化するかというところに具体的に触れていただけてないと思いますけれども、もう一度御答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 まず冷凍の食品であります、2種類あるというふうに考えております。もとより食材として冷凍品を求めざるを得ないということはあると考えております。

例えば、魚のムニエルを子どもたちに提供する場合、骨はあつてはいけません。骨を抜いたそういった処理した物を、例えば、中学生ですと80グラムに統一されたもの、1つがですね。小学校については60グラムに企画を統一したと、保育園については40グラム切りそろえたもの。こういったものを3,100食それぞれ用意しなくてははいけないわけですね。そうすると生鮮の魚を前の日にそこまで処理するということが可能かどうか等々を考えた場合に、そういったものについてはいわゆる加工品を使わざるを得ない。それから野菜等につきましても例えばグリーンピースとかいうものがありますけれども、これら当たりもこれもとれる期間というのが決まっておりますので、その時期以外のときにそういったものを使いたいという場合が出てくるとは思いますけれども、こうしたものについてはやはり冷凍のものを使わざるを得ないというふうに考えております。ただ献立の段階でなるべくそういうことにならないということでの栄養士は一生懸命配慮をするように考えておりますけれども、状況によってはそういったものを使わざるを得ないということは御理解をさせていただきたいと思っております。

もう1点は、いわゆる加工された冷凍品でございますけれども、センターの運用が起動にのる間、またはもろもろの事情の中で準備に時間をとりにくい状況が出た場合であるとか、ということにつきましては加工をしたものを使わざるを得ないということは生じてくるとは思います。例えば、魚のフライ等々をその給食で出していきたいというふうなことがありました場合、開いた魚を求めて卵をつけ小麦をつけさらにパン粉をつけるという作業までできるかどうか。特になれていない状況の中でそこまで求めるということにはいきませんので、そういった状況の中では一部そういった冷凍加工品を使わざるを得ないという直面も出てくるというふうに考えております。

また野菜等につきましては、地場でとれるものは最大限使うということでございますので、その給食センターで下処理を含めて処理をしていくという考えで今は指示をしておるところでございます。ただ何度も申し上げますけれども、基本的には冷凍であつたりそういった加工ものについてはなるべく使わないと、こういったスタンスで献立等もつくるように指示をしております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 大変具体的にありがとうございました。特に、説明の中で魚。これは安芸高田市産のものにはありませんので、特にその説明は求めておりませんでした。ただグリーンピースの件が出ておりましたけれども旬の野菜、安芸高田市は大変旬のものもたくさん取れると思います。そういうものをいかに利用期間を長く使うかという、やはり冷凍なり加工なりを他の企業等の連携の中でつくってもらって納入してもらって使うということが考えられると思います。全部そこでしなくてもいいですが、地場産のものを冷凍処理とか加工処理をどこかに市内またはどこか近くまでそういう企業を使ってつくられたものを入れることによって、中国野菜とか安全・安心に不安のあるものを使わずに済む、また地元農産品をしっかりとそこで買い上げて使っていくことは可能だと思います。そのような形で農業を基幹産業とする安芸高田市ならではの旬の野菜を取り入れた、そして長期化したメニューづくり、それを支えるJAとのさらなる連携体勢の構築に期待するものです。

次に供用開始に向けて、先ほど申し上げましたように不安を持っておられる保護者の方、または今まで給食がなく温かいお昼御飯を食べさせてやれると期待されている保護者の方など関係者の関心も大きいものがあると思います。これらの方々への対応について試食会などの対応をなされる予定があるのか、教育長にお尋ねします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、供用開始に向けた保護者等への対応についてお答えをいたします。

まず、新給食センターにつきましては、2月末竣工に向けて現在順調に建設が進められており、機械設備の試験運転期間を2週間程度確保した後に、3月中旬から保育所、幼稚園及び小・中学校を含めた市内対象施設へ、おのおの3回程度の試食・配送を実施し、4月からの本格供用開始に向けて安全安心で安定的な給食提供に万全を期すよう準備を進めておるところであります。

御質問いただきました保護者の皆様への対応でございますが、現在、保護者18名を含む25名の給食センター運営準備委員会で新しい給食センターの運営について協議をしていただいております、保護者の理解と協力の中で供用開始ができるものと考えておりますし、地場産品の使用につきましても地産地消の取り組みを報告し議会と協力を得たいと考えておるところであります。また、一般の保護者の皆さんには試験運転が始まるまでには、文書や学校長等によって施設概要や運用に関する情報等の提供をさせていただき御理解をいただくようにしたいと考えております。さらに児童生徒等の試食の実施にあわせ、保護者の代表の皆さんにも試食の機会を提供することを検討しております。

御承知いただいておりますとおり、準備期間がきわめて制限されておりますが、円滑な運用開始に向けて最善の努力をいたしたいと考えてお

ります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 また期間が短い中でそれなりに試食会等、役員の方を対象にされるということで。まずはしっかり供用ができることが大切ですので、それに力を注いで4月に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

次にまいります。病後児保育への対応についてお尋ねいたします。

昨年6月の一般質問において、平成21年度一箇所実施とした病後児保育サービス計画の進捗状況をお尋ねしました。市長からは病後児保育サービスは利用者数の変動や専用スペース、スタッフの確保に課題があり取り組みがおこなわれているが今後検討するとの答弁をいただきました。

病気のとき、また病気が落ちついてもまだ保育園や学校への登園、登校ができないとき家庭で見守ってやれることを願わない親はいないでしょう。しかし、子どもの病気は不意に訪れるもので、特に親が忙しくしているときに起こることが多いという経験もあります。仕事に穴をあけるわけにはいきませんし、身を引き裂かれる思いをされて働く母親は多いと思います。

昨年課題とされた利用者数の変動や専用スペース、スタッフの確保についてはこの1年半の間にさまざまな観点から検討されてきていると思います。働く子育て世代のいざというときをしっかりと支える体制づくりの一つとして昨年お尋ねした病後児保育の実施について、今回再度、市長にお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 病後児保育への対応についての質問でございます。

病後児保育につきましては、核家族化や女性の社会進出に伴い、潜在的にニーズがあり、保護者の子育てと就労の両立を視点するための課題として受けとめております。

病後児保育の保育所での実施につきましては、感染防止のための隔離するスペースの確保や看護師の配置、医師の協力など数々の課題があり、現在の保育所の状況を勘案しますと、直ちに実施することは困難であると考えております。

また、医療機関併設型の実施が子どもの容態の変化に適切な対応がとれ、保護者の安心感が得られますと考えられますが、利用者の変動が大きく運営の安定が難しく、医療機関との調整も進まない状況がございます。

先般、御質問があったことを踏まえましていろいろ検討してまいりましたが、今後は医療機関との連携を図りながら、今ファミリーサポート事業や子育て支援センター事業の充実により、対応できるように担当部局に指示をしておるところでございます。非常にファミリーサポート事業は範囲が広くございまして、条件によっては受け入れていかれる方

も拡大できるんじゃないかと、そういう意味から努力をしておるところでございます。

今後、この大事な病後児預かりといたしまして事業を検討してまいりたいと考えますが、当面はこの皆さん方のボランティアに近い形でこのファミリーサポート事業で受けていただくことの充実を図ってまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長の答弁ではなかなか難しいというような感じが強いです。ファミリーサポート事業でどうかと言われておりましたけれども、病気をやったあとの子どもってというのはほんとに見守りというか大変です。ほんとに預かる側もボランティアでは難しい、それは。よう預からんわといわれる方が多いと思います。それこそ看護師の資格を持ってらっしゃる方、その医療関係の知識がある方にとってもやっぱり命を預かるわけですから急変に対して対応しなきゃいけないというそういう思いも一人でその子を見るっていうことは大変責任が重くなかなか実行される方も少ないのではないかと、いないのではないかと考えます。

この利用者数の変動が大きいと言われてます。利用者数の変動にも対応ができ、また専用スペースやスタッフという固定的な考え方ではなく、いざというときは対応できるという体制整備での検討もあり得るのではないかと。例えば、デイサービスの場所、やられてる施設の中でそういう企画をつくるとか、そういうような従来から看護師さんとかそういう方がいらっしゃる中でいざというときはそういう受け入れができるというような考え方もあるのではないかと思います。それはいざというときはしっかりと責任を持って対応できる体制が大切ですので、ちゃんとした施設じゃいけないというのが難しいのであれば、まだファミリーサポート事業に頼る前にその中間的なところでの対応を考えていただきたいと思えます。

次に3点目、火災警報器の高齢者に対する設置助成の利用についてお尋ねいたします。平成21年3月の定例会においても、この火災警報器の設置状況や市民への啓発についての質問が同僚議員より出ており、市長は高齢者などの方々には日常生活用具給付事業で対応していくと言われております。来年5月末の設置期限を前に、再度、対象世帯の利用啓発と現在の利用状況をお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど再質問はなかったんですけど、有償のボランティアなんですけれども、いわゆる今お金をサポート事業はわずかなんですけども、もっと額を上げてでも預けてもらえんじやろうかという方向で抽出させていった。それからある施設の活用というのはこれから考えていきたいと思えます。言えることは、この小さい市町にその東京都がやっているように施設を

考えて保育士さん、医師を置いてということではできないということだけは理解してもらいたいと思います。ただこの仕組みづくりだけはちゃんとつくっていききたいというような基本的にございますので御理解を賜りたいと思います。

火災警報器の高齢者に対する設置助成の利用についての御質問でございます。現在、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の世帯を対象とした高齢者日常生活用具給付事業において、火災警報器設置に対する助成制度を行っておるところでございます。

この制度では器具そのものの費用のほか、設置に要する経費も補助対象経費に含んでおります。助成制度の利用啓発につきましては、市の広報誌、老人クラブ、ケアマネージャ会議等を活用して行っております。今後も引き続き機会あるごとに周知を図ってまいりたいと考えております。

利用状況でございますけど、平成22年11月現在で231世帯となっております。高齢者のいる世帯、5,925世帯の3.9%の補助でございます。これから設置についての促進を図ってまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 なかなかこの事業活用は余り活用されていないというか、少ないというような感じがいたしますけれども。

9月に行った平成21年度の決算審査において消防本部は安芸高田市における火災警報器の普及率は低く、広報あるいは街頭活動などで啓発していく。またまちづくり支援課、危機管理室と連携し、地域振興会連合会への普及活動を実施しながらさらなる啓発を実施したいとの答弁をされております。実際、消防本部が市内でのイベントにおいて設置推進を呼びかけられている光景も拝見しております。あと6カ月をきった状況で、さらには行政区単位での設置状況の差が出てきているように感じられるところですが、連携等、普及活動の実施はどのように行われてきているのでしょうか、お尋ねします。

○藤井議長 答弁を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 失礼いたします。

決算委員会でも御報告を申し上げましたように、48.89%という普及率に現在なっておりますけれども、その後振興会の取り組み等もございまして、八千代町1,500世帯につきましては既に90%を超える設置率と最近伺っております。細かなデータ、設置率につきましては今後、総務省のほうへ報告するためのアンケート調査等を行いますけれども、その後の取り組みで高齢者福祉課と協力しながら設置に必要な普及につきましましては連携をとって進めてまいっております。決して消防本部だけでとか福祉保健部だけでという取り組みではなくて、ポスターにつきましても

市の安全、地域管理室等と協力しながら啓蒙活動にも努めておりますので御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○藤井議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 9月の決算審査の時にはかなりまだ数値が悪かったようにお聞きしておりますが、50%近く、また八千代町では90%の設置率というのは大変希望が持てる数値であります。

総務省の消防庁も平成22年度は住宅用火災警報器が設置義務化となる平成23年6月に向けた勝負の年としております。住宅火災の死者の6割を高齢者が占めているという現状からは、高齢者の方は火の取り扱いも難しく、また逃げおくれなど身体的にも火災から身を守りにくくなっていることが伺えます。火災から命を守るための道具の一つとして、この機会に全世帯への設置が望まれます。地域においてはほとんどに行政区ごとに設置が進んでいる状況をお聞きすることがありますが、高齢者日常生活用具給付事業を知っていらっしゃる方は少ないようです。予算の枠もあることですが、特に高齢者世帯の負担を軽減できる制度の利用は地域においても設置を進めやすくなると考えますので、ぜひ設置推進に制度を活用されることを期待いたします。

次に、4番目の現在のブロードバンドの利用状況についてお尋ねいたします。現在の安芸高田市におけるブロードバンドの利用状況はいかかなものでしょうか。お願いたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在のブロードバンドの利用状況についての御質問でございます。

安芸高田市におけるブロードバンド・インターネットの環境でございますが、御承知のとおり、現在、民間通信事業者の光ファイバー網によるインターネットサービスの提供がないことから、ADSL回線によるインターネットの利用となっております。

なお、市内にあるNTTの局舎、9局舎のうち、吉田町小山、竹原地区及び甲田町小原地区の2局舎においてはADSLの配線がないことから当該地域に無線によるインターネットサービスを市において提供いたしております。また、NTT局舎から離れている地域ではADSLが利用できないことから、市内の1割近くがインターネットサービスが受けられない状況となっております。

こうした環境の中、現在、当市のブロードバンド・インターネットの利用率は市として正確な統計を把握しておりませんが、民間の通信事業者の推計ではおおむね25%から30%程度であると伺っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市内にはADSLが入っているということで、いかないところは無線。世帯カバー率は90%、インターネット利用率は25%から30%ということ

です。なかなかインターネットの利用率が上がらないということは光になってもインターネットの利用は伸びにくいように推測されるのではないのでしょうか。

それから小・中学校、支所などの公的機関には光が入っていると聞いております。本庁においては本会議、委員会などの様子も各部局で見ることができますが、光が入っていれば支所でも見ることができるのではないのでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本庁と同じように支所のサービスもということでございます。

おっしゃるように、支所には今行政設備としてのインターネットという光が整備されておりますけれども、容量的に何ぼかというのを私しっかり把握してませんので、もし容量があればまたこれからのサービスもしていきたいと思っております。

抜本的には現在提案してます全市に当たっての光の対応をしていきたいと思っております。これ、その対応でお金がかかるようであれば少しちょっと待ってもらって一緒にやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長は、支所などにもイントラネットが入っているけれども容量的にできればやっていくと言われましたが、担当者とも話をしましたが、基幹的なものは支所には入っているのでそこに増的なものを入れることは基幹的な事務がとまるような不安もできてくるということで今の状況では無理というような説明も受けております。ですが、このたびの議会報告会においても支所で議会中継を見たいという要望も上がっております。ですが、今のままではできないということなんですが、今定例会においても市長のお考えや理念がしっかりと御答弁に表われておりまして議会における、また市長の答弁や委員会におけるやりとりなど、この本庁舎では聞ける、そういうものが職員にとっても市長の方針を理解する上において、また議会との議論において論点となっていることについて知ることは大変業務にとっても必要な情報ではないかと思っております。これはしかし支所での職員は残念ながら聞くことができない、見ることもできないということは本庁と支所の職員の情報格差が出るのではないかと懸念いたします。先ほど、同僚議員からの質問にもありました。支所の職員のやる気を出させることによっても、また市民とのかかわりの中でプラスに働くことは大いにあると思っております。こういったことをも解決できる情報基盤整備がこのたび実施計画の中で計画されておりますので、次の5番目の質問に移ります。

未来のブロードバンド基盤整備方法と利用目的について。前回9月の定例会において同僚議員が光ファイバーの整備について一般質問をされ

ておりますが、それに対して市長がここ1,2年の間には計画を立てて方向性を出し早い時期に実施したいとの答弁をされております。10月に策定されました22年度から26年度に渡る実施計画にも計画期間を平成23年から25年、合併特例債が使える間とし、情報通信基盤の整備としてブロードバンド整備事業が事業費40億円をかけて上がっております。通告では未来と書きましたけれども、ほんとに近い将来的な話ですが、あと2,3年後には整備されるという計画、この基盤整備の方法と利用目的についてお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの件でございますけれども、もう一度、再度このためなら仕方がないですけれどもそういう検討はしていきたいと思っております。大事なことなのでこのことができるのであれば、違った見地からしっかり検証していく。支所も一生懸命検討してはいますが、見方を変えればできることがあればしていきたいんで、100%できるという約束はできませんけれども検討するという約束はいたしたいと思っております。

未来のブロードバンドの基盤整備方法と利用目的についての御質問でございます。将来のブロードバンドの基盤整備方法と利用目的についての御質問にお答えをいたします。自治体等による情報通信網の構築は昨今急速に進んでおります。広島県内のみならず全国に情報網インフラ整備が勧められております。これら急速に整備が進められている中、市内の情報格差だけでなく他の自治体とも情報格差も大きな課題となっております。

インターネットの環境整備につきましては、光ファイバー網を利用した有線による情報基盤整備のほかに携帯電話を活用したデータ通信や衛星など無線を活用した整備手法がございます。現段階では、汎用性や拡張性、利便性、また将来を勘案いたしますと、光ファイバー網による基盤整備が今後新たな行政サービスを展開する上でも最も適した情報のインフラ整備であると考えております。

整備の利用目的でございますが、現在、当市の情報伝達手段の一つでございます八千代町、向原町の2町の防災行政無線はアナログ方式である上、施設の老朽化が進んでおります。また吉田町、美土里町、高宮町、甲田町で利用しております広島北部農協の有線放送の施設も老朽化が進んでいると同っております。こうした状況から、第一の目的といたしましては市民の皆様方へ情報伝達手段の統一化を図るとともに、行政情報や一般情報の速報性の強化や突発的な災害などの発生に対し迅速かつ的確に情報を提供できる防災基盤の強化を図ることを目的とするものであります。

次に、情報通信基盤の整備により、当市におけるブロードバンド環境をより豊かなものとし、若者定住や企業誘致等、将来に展望のある安芸高田市を創出することを目的とするものであります。また、将来的にも

情報通信基盤を活用したひとり暮らしの高齢者の方など見守り機能や遠隔地医療への活用など福祉、医療分野での利用により多様な行政サービスが期待できるものと考えております。

いずれにいたしましても、限られた財源の中、汎用性が高く、かつ市民の皆様方の利便性の向上と行政効果のある情報通信基盤の構築を目指し、来年度から段階的に需要展開を行う予定でございますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長はいろいろ勘案されて光ファイバーF T T H（ファイバー・トゥ・ザ・ホーム）、家まで光ファイバーを持っていくというやり方を選ばれているようです。また利用目的についても実施計画の中では有線放送や防災行政無線にとってかわる緊急告知放送及びケーブルテレビとしてとりましたが、先ほどの答弁では広域医療についても将来的には見据えているように御答弁をいただきました。ただ、私が先ほどの質問でも言いましたように、支所には光が入っております。ですけれども映像は見れない。光がきてるから何でもできると私も思っておりましたが、光にもその容量とかそういうものがあります。あれもこれもという利用目的をもって引いても40億円かけてもいっぱいの仕事はできません。そういう状況もしっかりと調査されて、しっかりと利用目的をしぼっていかれることも必要ではないか。そしてまた利用を受ける受け手のほうにも安芸高田市高齢化率が高いです。将来的にはもっと高くなります。そういうところも受けて側、年をとるとまずはじめに出てくるのは思うボタンをちゃんと押せないという状況もあります。そういうところも考えなければいけないと思います。

ここに一つもう市長が言われましたけれども、高速ブロードバンド化の中には4種類あります。そのうち市長が選ばれたF T T H、家まで光り回線がくる。これは多額な事業費を要します。まずこの安芸高田市では40億円というぐらいが、これほとんどが光回線を引く経費になると思いますけれども、次にW i M A X無線ラン、これは地形的には大変こういった中山間では効率が悪いというのでこれも多額な事業費がかかりますけれども対象にはならないでしょう。携帯電話、これ3.5世代の携帯電話というのがあります。現時点でカバーする地域が限られておりますが、カバーエリア、今携帯がどんどん普及してまた4世代携帯とどんどん新しいものが出ております。カバーエリアの拡大の状況によっては大変実現性が高いものではないか。また衛星ブロードバンド、通信衛星を利用したブロードバンドサービスができてきております。こういう中山間地のような条件不利地域にとってはとっても有効は整備方法と考えられておりまして、衛星ブロードバンド普及推進協議会なるものができております。平成20年10月から11月に全国4地域で地域実証実験を行っております。偶然にもこの近隣で庄原市と広島市がその実験をされており

ます。そういった中では衛星ブロードバンドも有効ではないかという答えも出ております。そういった意味ではもっと組み合わせとかちゃんと届くことが大事です。その目的を達成できるのであればそれまでの基盤整備についてはさらに御検討をいただいて、利用者負担また事業費を抑えられるものを整備されるほうがよろしいのではないかと思います。またその将来的に人口減少が訪れる中で、これ整備してしまうとランニングコストが当然かかってまいります。このかかってくるランニングコストをどのように考えて整備をしていくように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 どれを選択するかということにつきましては、将来性、例えば、日本国的におくれをとるものにしたくないと思っております。無線を併用しても広島県が全部ほとんど光やってるのにうちとか2町だけ無線ということになったら非常に困ってくるということで、いわゆる企業誘致をするにしてもやっぱり汎用性があるものがあるということで光の選択になると思っております。

それから衛星とか、最近言われる課題なんですけれども、このことがローカル性をちゃんと考慮するのであればこれは検討の対象にしますけど、現在の段階ではカバー率の面で何とかできんというということも聞いてますので、その辺のことをしっかり勉強しながらと思っております。基本的には光を家のあるところだけやるんだったら安くいくんですけど、いわゆる過疎地域も全部引こうとしてるから高くなるわけでございまして、この原則的な考えで40億円といってるわけですけども、この中には経費をやすくする手法とすればこれからどんどん考えていきたいと思っております。例えば、54号線の国の光の線を使わずことも今検討させてます。これを利用できれば1割か2割は下がってきますので、またこれ広島県で一応協議をした者がいないんですけど、このことにも今挑戦してます。このことを多角的にさっきの勉強不足で申しわけないんですけど、衛星ブロードバンドというのも勉強していきたいと思っておりますけれども、汎用性のあるものというのだけは念頭に置いておきたいと。こういう施策の展開をもって光をやってくれるんだたらうちだけ全然、向こうはテレビじゃろう、うちはラジオだったというんじゃ困るんで。企業誘致とか一般性のあることをしておかないと将来の若者も困ると思うんで、そこところは理解してもらいたいと思っております。

それからさっきの後のメンテナンスですけど、基本的には2つに分けてしまおうと。例えば、医療とか有線でやっておるような防災とかこういうものについてはある程度行政負担をやってでもやっていかないけん。あとの残りについてインターネットとか個人的に整備されるものについては段階を得て整備したらいいと。例えば、いきなり千代田みたいにして放送かなんかをするというんじゃなしに、それは二段的にまずは市民

の方々、例えばワンタッチサービスとか、いわゆるボタンを位置するらってこのボタンを押したらごみの捨て方がわかるとか、こまったらこの人にわかるのかというふうに新見あたりでやってるんですけども、こういうことを優先的にやって考えていきたいということを考えていけば皆さんに理解をしていただけるんじゃないかと思っております。そこで、第1段階的にやるものと第2段階的、やっておって住民の方が任意でつなぐものとそういうことがございますのでその辺はしっかり考慮していきたいと思っております。衛星放送のブロードバンドというのはなかなか今でもテレビ使わなくても衛星放送を使ったら今のデジタル化にもできると思いますけど、メリットデメリットようけあります。これが全く100%、今の光を入れた分と変わらないのであればそれは検討する余地もありますけど、なかなかちょっとすみません、勉強不足で申しわけないけど、今後勉強してまたお答えしますけど、多分今聞いている話ではかなりのデメリットもあるということで、御理解を賜りたいと思います。検討はしていきます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 汎用性を求めて、またこの使いやすいものということで考えていらっしゃるのわかります。

1点、衛星ブロードバンドに対してはまだ余り知識を持たれてないようなので一つ、静岡県静岡市、ここは人口72万人で1,411平方キロメートルでほんとに大きな市なんですけれども、中山間地を80%持っているという意味では安芸高田市と通じるものがあります。この自治体が第1期、第2期のブロードバンド整備計画を上げております。第1期はADSLを整備しました。ここも同じようにADSLの要望書が要望がたくさんきたんですけども、実際にADSLを広めて契約者を見たらその契約割合は半分だったんです。42.4%にしかいかなかったと。利用率が上がらなかったという課題を持っています。ADSLをやったけれどもまだブロードバンド化できない地域がありまして、ここに第2期の計画をしておりました。この中で何をやったかということ、衛星ブロードバンド。これは庄原市もそれに一歩進んでおりますけれども、いかにコストを押さえるか、そして情報はそこまでたどり着かせるかという意味でいろんな組み合わせがあると思っておりますけれども、受けて側、汎用性と言われておりましたもしっかりと情報をとりたいのはオフィスとか仕事をしている方、またインターネットにかなり詳しい方、いつもインターネットにかかわっていないと満足できない方、そういう方はインターネットをされますけれども、普通に有線世代ですね、そういう方は6時の有線、正午の有線、8時の有線で生活が成り立っているおじいちゃん、おばあちゃん。そういう方は3カ月が3,360円ですからひと月1,120円でその利用料でその行政無線とか受け取ってらっしゃるわけです。その方たちの利用負担をまた考えざるを得ないと思います。その方たちの負担を大きく

するようなものにはいつてはこれから医療保険の負担がふえるというふうに聞いておりますし、そういうところも利用者負担費用をしっかりと抑えながら今までの情報がいく、それ以上の支援ができるというところで地域の実情や特性に応じたほんとに実現可能な方法の検討をお願いしたいと思います。それについて市長の御答弁をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全く同感でございます、やっぱり高い買い物でございますので慎重にやっていきたいと。あらゆる手法を検討していきたいと思っております。この静岡市にも行ってみたいと思えますけれども、しっかり勉強していきたいと。議会の方々も各勉強もしてから提案をしてもらえると助かりますので、一緒に勉強していきたいと思えます。行政も一生懸命勉強して皆さんにいい形の提案をしていきたいと。それからさっき負担とるところはとっていかないけん、全くそうだと思います。負担医療とかこのいわゆる地域医療とかこういうものについてはある程度行政の支援も必要だということになっておりますので、その辺のバランスにつきましても今後皆さんとの協議もしていきたいと思えますのでよろしく御理解をしていただきたいと思えます。後からやるからやっぱりよかったということにしたいんで、いいところはみなカンニングをしていこうと思えますので、山根議員さんに限らず議員の皆様方、いいことがあったらどんどん教えてもらいたいと思えます。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 最後に、防災に使いたいというところで、このブロードバンド、使い方によっては市長が構想されております市民総ヘルパー構想との中での自主防災との兼ね合いで大変有効に、またコストを抑えて使えるのではないかと考えております。これからしっかりと検討されていい計画を実施していただくよう期待しております。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で山根温子さんの質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 1番、会派絆の前重昌敬でございます。通告に基づきまして、最初、広島五輪招致検討委員会について3点御質問いたしたいと存じます。

先ほど、ニュースを見させていただきました中で、秋葉広島市長さんが

この五輪招致の方向につきましては先送りというニュースがございました。そういう流れの中で受けまして、質問をさせていただきます。

御承知のように広島市が招致検討しております2020年夏季五輪の招致検討委員会へこれまで報道等で報じられておりますように、今年度で方向性を出すということが先ほどから申しますように来年に先送りになったわけですが、こうした中、そうした検討委員会、昨年10月から開催をされておるといことでございまして、若干報道のメディア関係で拝聴をさせていただく中では市長さんもこうしたところにお入りになるかなということがございました。そうしたことでこれまでの会議などへ出席をしておられるかどうか、浜田市長さんにお伺いするものであります。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の質問に対してお答えをいたします。

広島五輪の誘致の検討委員会についてでございます。広島市が誘致を検討する2020年夏季五輪の招致検討委員会ではこれまで4回出席しております。

出席した経緯につきましては、広島市長からの参加の要請を受けまして、隣接する本市としても誘致を検討するに至った理念、また経緯等について把握しておく必要があると判断から出席しております。これまでの経緯につきましては、基本計画等について説明を受けているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 参加されているかどうかだけお伺いしたわけですが、参加している中で経緯といったことも若干ふれられまして、今理念とかもお話の中であったかと思いますが、こうした理念等をもしわかれば教えていただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 広島五輪につきましては、いいとか悪いとか別にしても隣のまちの、小さいまちが頑張っておられるからという考え方、ぜひ協力できることはしていきたいと。我が町のまちづくりを考えても非常に今度協力を願わないけんことがようけあるんで、こういうことを言っちゃおかしいかもわかりませんが、そういう観点から終結しました。

それから基本的には私は委員会でも申し上げていることは、やっぱりローカル性を出さなだめだという話も申し上げました。それと我々が参加するなら、我々の参加している意義もある、いわゆる位置づけを明確にしてくださいということを申し上げております。これは議事録に残っているとしますので、これも調べてみます。例えば、こういうことも申しました。我々、安芸高田市のいろんな施設を使ってもらうのもあるん

ですけど、一つは国体のときに甲田とか吉田のほうですね、民泊をやられたんでこの民泊の理念というのは私は将来外国との多分化共生がありますので、こういう関係を市民の方々が関係をつくっていただければ、次の施策展開にも何とか助けになるんじゃないかという下心もあってちょっとそういう提案をしています。ある程度重ねたんですけど、文面の中の大きな中身を変えるというところまでは意見を聞いてもらっていないのが原因だと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今回の理念につきましてはそういった国体、ローカル線の関係とかをお話をされたわけですが、もともとのこの理念というものは核兵器廃絶を目指す。2020年の被爆地開催に世界的な意義があるということが最もな理念じゃないかなということでお聞きをしておるわけでございます。その五輪の開催の形で今市長さんも言われるように参加した中で国体等をそうしたものを生かしたいという気持ちではあるかと思いますが、今その4回出席をされたという流れの中での会議の状況というものはどういった内容であったかというのをわかれば、若干教えていただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 基本的には一方的なことを広島市の事務局の方が話されて、それに対する意見をということです。理念とこう申しましたけれども、いわゆる平和の主張というのがある程度ありました。それから分散型というのが利用されたと思います。いろんな競技場が少ないので、経費をかけないためには一応分散型。それと途中からその分散型というのはちょっと消えまして、長崎県さんがちょっとこう入れんようなかっこになったんですけど、そのような状況の中の議論をやったと思います。

そして大きな議論はお金の議論もございました。これ給付にゆだねるということだったんですけど、これ市長さんの意見で我々が承諾したわけじゃないと思います。逆に、新聞記者が私のところに質問にきましたので、こういう問題については我々のちゃんとした安芸高田市の位置づけというものをしっかり位置づけてもらわんと市民には説明できませんという回答はしております。中身につきましては、この間新聞にも出ましたけれども、一方的な議論、ここでなされたからここでこうなってるというんじゃないしにそういうことだと思います。中で発言したのは私が珍しいぐらいで、地域、例えば民泊、宿泊者が課題になって、これが4万戸かなということで。広島は半分しかできないと。案は、大阪のほうへピストン輸送してから泊まってくればいいじゃないかとなったんで、私はそんなことをしてたら東京とか大阪がええと言われるよというような意見は言いました。そういう関係から民泊はどうですかと言ったわけですけども、オリンピックの性格上非常に民泊は難しいようでございま

すが、あえて言わせてもらいました。少しでも聞いてもらったというような意義があったんじゃないかと思います。

ただ市町ですね、市長がみずから出席したようなのは3つぐらいしかなくてあとはみんな代理の方で、各市町もそんなに本気じゃなかったんじゃないかなというような感じを受けたことは確かです。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今の市長の答弁の中で4回ぐらいの会議の中では事務局のほうが一方的にお話されたということであって、この4回へ望む形で、次の質問へ移る内容と若干今の質問の中がかぶさるような形になろうかと思うんですが、まずこうした広島市側からそういう案内が届いた。そこで出席をするかしないかというものは執行部の中で判断をされたと確認をするわけですが、そうした判断をされて4回になって参加をしておられるということは次に質問に入るわけですが、そのことし9月28日に広島五輪の基本計画案が公表されたわけでございます。それを掲載を見させていただく中には、施設としてそういう安芸高田市の土師ダム、このカヌー施設、カヌー競技、こういったものが載ったと感じてとるわけでございます。それを受けまして今のそういう招致への委員会の案内、またそうした会議へ4回されてる中でこの安芸高田市として今後その招致委員会へ参加をずっとされていくということでもありますかどうか、市長お伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今後も時間が取れば参加していきたいと思います。心外なのは非常にあんまに相手をされてないような感じもするから私もちょっといやなんですけど。きょうの新聞にしてもこういうことは委員会で決めたわけではないし、勝手に市長さんが発表しておわれることで、こういう程度のものかわかりませんが、中身については行って意見を申し上げた手前というところもでございますので方向性を見きわめる意味で今後も参考にしていきたいと思います。そうかといってその会議の席で約束するとかそういうことはするつもりはございませんので御了解してもらいたいと思います。

先般もこういうことありますけど、せっかく参加しているなら私の立ち場でJFCにも出向いてちゃんと方向性、これ広島市が聞くのと全然違うので、こういうほかの意見も賜って提案をしたという経緯があります。このことは市の幹部も喜んでおられました。こういう情報提示をしながら市との連携関係を保っていきたいということでございます。これがもう一つ申し上げたいのは、先ほど申しましたカヌーとかサッカーの練習場としてのサンフレッチですね。競技場としてはなしに。こういう提案も受けております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今の市長のお話の中から受け取られる内容としては、今後そうした招致の委員会へ参加をして、行く行くにはそうしたものも受けさせていただくという方向性を持たせていただいたんじゃないかと思います。今も話にありましたように確かにカヌーあとサッカーにつきましても長崎会場等、大阪、いろんな会場をどうのこうのということが秋葉広島市長のほうからも出ておりました。その招致検討委員会へ参加の方向性をするのであれば、今後その基本計画案が出ました内容に沿って、次の質問に入るわけですが、そのカヌーにしてもそうですが、若干この基本計画案といったものが総事業費が4,491億円。規模的には前回招致活動されました東京都、福岡市等に比べれば3,000億円の減というお話が新聞紙上でも出ておりました。そうした流れの中で、広島市の負担は52億円ですと。寄附金、助成金これは992億円で賄いますと。あとは仮設の競技施設、選手村の宿泊等の売却収入が458億円を見込んでいるよという形等も入っておりますが、そうした今の本市においてこの計画案の中でカヌーの施設、そういう協議施設会場、またサッカー会場の練習拠点等につきましてもそういった細々とした計画の中身といったものは出ておるわけでしょうか。そうしたところをまずもってお聞きしたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 具体的な中身は全然ありません。私のほうもこの広島五輪の具体性というのがほとんど可能性は少ないと思っています。そういう中での議論ですから、議員の皆さんなかなか本気で議論した経緯がございませんので、今後こういう広島五輪がほんまに現実になってくれば真剣に議論していきたい寄附の問題もそうですね。そういうことで今こうだこうだと言っても非常に空話になってしまうので御理解をしてもらいたいと思えます。そうかといってほっとくじゃなしにちゃんと状況は見きわめていきたいということでございます。基本的趣旨は、広島県が困っているときに安芸高田市も後ろを向かんかったよという姿勢が残ってくれば私はこれ成果だと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 具体的な中身はなかったということでございまして、そうすると今の本市におけるメリットとかデメリットというのはまだまだ先のことなんかだと思います。確かにそうした中では今後今の秋葉市長さんが、来年方向性をどうされるか、そうした招致を何の意義をあげられるかどうかという判断にもよりますが、浜田市長といたしまして今の形で次の質問にも移るわけですが、先送りと秋葉市長さんが言っておられます招致の名乗りにつきまして、安芸高田市長、浜田市長としてこうした

中で一緒に今言われた中身も含めて両輪のごとく行動を移していこうという意味合いにとってよろしいということでございますか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

私はさっきのニュースをまだしっかり把握してないんですけども、市長さんには今までどおり頑張ってきたなら挑戦したらどうですかという提言もしていきたいと思います。というのもここら言うのも変だと思えますけれども、来年二つのハードルがございまして、まずJOCに認めてもらわないけんということです。今、JOCの議論ですから、そこには多分48とすれば東京都と今の段階では東京都と広島市が立候補をしていると思います。来年の6月までにはそのJOCとしてどちらかをジャッジしていかないけんということになります。ここからもし困難なら今まで何をしたんかもわからんと。やっぱり大都市ばかりじゃないと、この小さいところでもできるんだと平和があるんだということは言ってもらいたいなど。本人がどうされるかわからないけど、私としてはそういう提言をしていきたいと思います。結果的にはそのJOCから今度IOCの政策になってきますけど、またそこでなるかどうかはまたハードルがこうあるわけですね。そのような手順になるんです。せっかくここまでやられたんなら自分の意思だけは貫徹しやりたいと。そうしないと我々が協力した意味がないんじゃないかと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

今のお話ですと、このJOC、6月の形でということになりますと。来年度だったら今の招致委員会等にも出席する、またいろいろな内容を協議する中でどうしても諸経費、人、物、金。人が動く、やっぱり施設も。そうした中身、であと経費。そうした中でこうしたこの招致に向けての予算的なものですね。安芸高田市としてそうしたところは予算化はされる方向でありますか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

今のところ考えておりません。そういう気もございません。ただ、寄附ということになってくるとすれば市民の方に先ほど申しましたように納得できる理由、またはまちづくりに貢献できる説明も必要でございますので、その辺のことはちゃんと言ってますけど、具体化してうちが予算を組むとかそういう段階ではないと思っております。そういうことでまた向こうのほうから申し来られましたら、幹部会を開いてしっかり検討して断るなり、協力できるなりにまた判断をしていきたいと思えます。今のところ全く考えていませんので御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

予算は考えてないということでございますので、またこれにつきまし

ては来年度また動きがございましたら私たちも市民の代表としてこちらに出させていたただいております。今回こういう御質問をさせてもらうのもやはり広島市だけが動いてしまうと、やはり今回御承知のように世界で行われるワールドカップ大会、こうしたところがやはり隔々まで行き渡っていない形があったのかなというのがありましたので、今回あえて10年先ではございますが、こうした内容を質問させていただきました。

続きまして、最後に次の質問に移らせていただきます。

吉田町多治比川堤防におきます市道西土手左円線のガードレール設置につきまして質問をいたします。

これにつきましては御承知いただきますように、先般、こちら吉田町の吉田地区の自治懇談会におきましても要望として出た内容でございます。合併前の平成15年8月に現在の当時、浜田町長と町議会議長のところへこの件につきまして地域の方が要望を提出しておられるということでございます。県の管理である多治比川堤防における市道西土手左円線では近年住宅アパート等が年々ふえておりまして、車両また歩行者の往来が頻繁になり、また小学生、中学生等の一般の方もそうですが児童生徒さんの通学路になっている状況がございます。こうした中、車道よりその多治比川の河川に自転車、歩行者などが転落する事故が相次いで発生しております。最近では、御承知のように深夜、自転車の方が転落し亡くなられる痛ましい事故が発生してございまして、その以降も歩行者、特に高齢者の方が転落しておられるということが起きておりまして、後を絶たないという状況でございます。よって早急に県管理者、指導管理者、また市の交通安全対策協議会等もあろうかと思っております、連携協議を行っていただきまして、ガードレールの設置を強く望むものでございます。そうしたところを浜田市長の所信を伺えればと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市道西土手線のガードレールの設置についての御質問でございます。市道西土手左円線の多治比川側へのガードレールの設置についての御質問でございます。

この路線は、広島県が管理する多治比川堤防を市道として利用させてもらっている兼用道路でございます。この路線の沿線には先ほども御指摘のように住宅団地があり、また一般住宅アパート等が増加いたし、通行車両も多く、また通学路でもあるため、特に朝夕の時間帯は自転車での利用者も多い路線でございます。

この路線のうち、川と道路が平行している区間がございますが、ほとんどがガードレールがない状況でございます。現状では、転落防止対策といたしまして、ラインを河川側に引いて道路利用者の視線を誘導して安全を図るようにしておりますが、議員御指摘のように安全とは言えない状況だと思っております。

ガードレールの設置により転落防止効果があることは重々承知してお

ります。車道として幅員が3メートル程度と比較的狭い道路でございますので、ガードレールを設置すると車道が狭くなるということも事実でございます。

いずれにいたしましても、設置するには堤防を管理しております広島県と施工方法や占用等の協議が必要となります。利用者の安全第一を念頭に置き、特に危険な河川については関係機関と調査・協議を進めてまいり、実施に向けて考えていきたいと思っております。

先般、今までも吉田町時代から河川管理者との協議を行っておりますけど、非常に厳しい河川団をいじめちゃいけないというようなガードレールの袖が入っちゃいけないとか、こんなことを言ってたんですけど、最近ちょっと考え方も変わってきてるんで、こういう交通安全の見地からちょっと向こうにも協力するように強く要望をしていきたいと思っております。ほかの多治比川とのバランスもございますけど、死者も出てるような状況でございますので早急に前向きに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 こうした事故が起きました危険箇所等々につきましては、市の交通安全協議会等が現地を視察してどういう原因があったのか、それによって対策を講じないといけないのがふううじゃないかと思うんですね。そのために交通安全協議会等が設けられているんじゃないかと思っております。その観点からこれが自治懇談会に出るのが11月の初旬ですよ。きょう12月10日ですか、1カ月近くたってのわけです。その中で県のほうへ連絡をとっていただいたり、そして警察等の連絡協議等は1回ぐらいはされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。というのが、これが合併前から投げた形なんですよ、はっきり言えば。ですからそうしたところをあえて私も取り上げたくなかったのですが、取り上げさせていただいて動きがあつてるかどうか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 正式なことじゃないんですけど、先ほど向こうの考え方が変わっておると言ったのもそういう申し合わせをしたということでございます。このことにつきましてもいろいろ社会状況が変わっていますが、協議したかどうかというんじゃないし、前の従来の考えは国だから河川の堤防をやってもらえというような考えです。今度は考え方がちょっと交通安全というのは市としてもしっかりしてもらいたいという観点からと、それからそういう観点でいくんだから河川のほうも少し目をつぶってくれというこういう新しい観念で申し入れをすることにしていただいております。これもちょっと打診した結果でいっとるわけで、決して投げとったわけではございませんのでよろしくお願いいたします。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 打診していただいているということは確認をさせていただきました。
それと今ガードレールは強調をさせていただいたわけですが、その河川側と相反する道側との間にも側溝があるわけですね。これも以前の自治懇談会のときにもお話が出ったわけです。そうしたところができる範囲の中ではとりかかれる内容になるのではないかなと私は考えるわけです。というのも過去例に今、吉田人権会館の前にございます側溝もそういう問題が昨年あった中で即急にふたをされて対応されたということがございますので、今言われますようにそういう県との協議、いろんな形があろうかと思えます。確かに時間はかかるかわかりませんが、そうしたところをやる間の中でできるところを早目にできるところは対応していただければと思うわけですが、そうした対応等は考えておられる感じでございますか。
- 藤井議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 当然、側溝とガードレール踏まえて道路安全についての対策を講じてまいりたいと。よその関係もございますのでできるところからやらせてもらおうということで御理解をしてもらいたいと思えます。以前も側溝については工事をしたこともあるって聞いております。それ以前に踏まえてちょっと地形的状況、危険なところがあればちゃんと兼用工作物といえども大事な市道でございますので対処してまいりたいと思えますので御理解を賜りたいと思えます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
前重昌敬君。
- 前重議員 できるところから早急に改良をしていただければと思えます。こうしたことも地域の方が一遍に言うと無理難題があるのかなとおっしゃっておられました。今そうした西土手の地区におきましては、市営住宅の取り壊しとまた取り壊したあとの問題っていうんですね、いろんな形がありますので強くは言われませんがというお気持ちは加味いただきまして、一つ事故が起きまして市と裁判さたにはないような形が一番スムーズにいく形かなと思えますので、一つそうしたところを御理解いただきまして早目の対応をよろしくお願いしたいと思えます。以上で私の質問を終わらせていただきます。
- 藤井議長 以上で前重昌敬君の質問を終わります。
続いて通告がありますので、発言を許します。
13番 赤川三郎君。
- 赤川議員 13番、会派新政会の赤川三郎でございます。先に通告しております合併支援道路の整備についてをお伺いいたします。
平成16年の合併時、合併促進道路事業が旧高田郡各6町の地域間交流、地域の生活能の向上、地域の一体性の確保などのためさまざまな道路整

備事業が計画をされました。平成17年には地域高規格道路、東広島高田道路、向原吉田間が整理区間に決定され、用地買収など計画どおりに進み地元をはじめ関係者の皆様は開通を待ち望んでおられるところであり、こうした道路整備に格段の取り組みに敬意を表するところでございます。そこで、合併支援道路整備の2路線について伺います。

第1点目の一般県道「原田・吉田線」については平成16年の合併当時、合併支援事業と位置づけられ、これまで高宮方面から整備事業が進み、吉田地区印内の一部も整備され周辺の方、関係住民の方々は大変喜ばれ利用されているところであります。道路は日常の生活や経済活動を支え、社会資本として重要な役割を果たし、計画どおり整備が完了してはじめてはかり知れない大きな効果を生じるものと思います。しかし、本計画路線については平成18年、19年の2年間、予算が計上されず、道路整備が計画途中で中断となっている状態でありました。現在、印内、山部に通じる道路については平成21年度復活事業、復活道路として再度地元説明会を開催され、これまでのルートの変更を加え、現在平面測量、法線決定する予定など地元住民の方も貫通に向け大きく期待をされているところであります。この路線は現在、道路幅が狭く自動車の離合が困難、また冬季には積雪も住民の交通機関の確保が難しい状態は住民の生活はもとより、医療、防災など住民の安全・安心がおびやかされ、しいては地域において高齢化が進む中、若者は定住せず、地域の基幹である農業にも耕作放棄地が年々増加しつつある深刻な事態であると言わざるを得ません。この道路は地域間を結ぶ交流道路、地域内での生活密着、直面した生活道路の中の重要な道路であります。地元住民も一時も早い貫通を望んでおられます。そこで復活事業、この復活道路として取り組んでいただいた喜びと期待の中、現在の進捗状況並びに今後の取り組みについての市長の所見をお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの赤川議員の御質問にお答えをいたします。

一般県道「原田・吉田線」についての御質問でございます。一般県道「原田・吉田線」の道路改良事業の進捗状況でございますが、本路線はこれまで広島県により吉田町と高宮町を結ぶ合併促進道路として整備をされておりました。

合併後は、合併支援緊急として、原田工区、印内工区と事業を進めていただいておりますが、県の財政悪化、市の状況事情により平成18年度から事業中止にいたっております。したがって県の道路整備計画からは経費はされておられませんのが状況でございます。

平成20年4月に私、市長に就任いたしまして広島県に対し、本市のまちづくりに欠かすことのできない道路ネットワークの中で旧町と旧町を束ねる重要路線であることを強く要望を訴えてまいりました。再三にわたって事業の要望をしてまいったところでございます。その結果といた

しまして、現在、未改良区間となっております山部から印内峠を越え印内集会所までの延長約2.7キロメートルの区間、整備実施路線として位置づけていただくことになりました。今年度、広島県新道路整備計画の見直しがなされ、この中にこのことが盛り込まれる予定でございます。実際、このことが過去に例がないことなんで、盛り込まれてみないとわかりませんが、今のところそういう方向でのお言葉をいただいております。こういうことを踏まえながら、現在、第1期事業として印内集会所から田川橋までの延長約860メートルの区間の現地測量を実施していただいている状況でございます。

先ほども申しましたが、県の財政状況も厳しい中でございますが、「原田・吉田線」の改良事業が再開されましたので、事業が順調に進むよう、県に対しても継続的にこれからも働きかけてまいりたいと思っております。議員の皆様方の御理解、御協力をこれからもお願いしたいと思っております。先般、このことを受けまして、一応事業をやめてあったんですけども、ことし広島県の道路整備計画の中に煮込むということ的前提に今現在調査員をつくっていただき、実施測量を行っております。県の方にも深く感謝を申し上げたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 ただいま答弁をいただいたわけですが、平成22年度の主要事業の報告書にも書いてあったようなことですが、これは県の事業ということでございますが、まして浜田市長が誕生されて、復活道路、復活事業ということで取り組んでいただいております。このことについてはほんとに地元の方をはじめ関係者の方が大きく期待をされているところでございます。これからますます県へしっかりと働きかけていただきたいと思います。まずは今回第1区間900メートルのルートの変更を加えるということが変更ということがございましたが、以前は一応話ではトンネルという話がございましたけれども、どのようなルートの変更になったのか、2.7キロを3区間に分けて工事をするということでございますが、この3区間というのは大体どのぐらいの年数がかかるのかお尋ねをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今まで吉田町時代は、この道路がトンネルでなけりゃいけんという、譲れんと言ってたんですけど、昨今の社会状況をちょっと加えたときに、いわゆる早く開通することを考えていこうじゃないかという観点もあります。道路を完全にしていくのはまた経済状況がよくなってからするので、まずはその印内から山部までを開通していくということで、最近言われております1.5車線というような考え方がございます。いわゆる当面、交通量の少ないときには待避所とかこういうものをちゃんとつくって、1車線でも行えるというものをつくって交通量が多くなった時点で

また次の展開ということにこういう手法をとらせてもらおうと思っ
てます。事業よりも押さえたような格好なんですけれども、基本的には今の
新道路整備計画が5カ年ですから、5カ年内で目鼻がつくようにはもって
いきたいと、要望していきたいと。ただ、昨今の経済状況ですから金が
足らんようになることもございますけれども、目標はその辺においてい
きたいと今思っています。そのために道路の規格というものを少し落とし
ているわけです。落とすのではないけど、当面暫定として1.5車線でい
こうと。まず、高宮の人もこっちの吉田線に行き来ができるようにしよ
うと、簡単に。車の離合に困らんように待避所だけはつくっていかうと
いうような展開になると思います。先般、こういうことを印内地区の方
にも事業説明をしてもらいました。県から来て。こういうよううちも
ゆずるところはゆずっているんですけども、お金がなくてもやっぱり
安芸高田市を束ねる道路、合併して市町がばらばらじゃないかと、これ
が束ねる大きな役割をしてる道路だからちゃんと優先的にやってくださ
いということ聞き入れてもらってこのたびの道路計画の中に、まだ入
ってないんですよ。今度来年の夏ごろありますけど、そこへ組み入れて
もらうように今回答をいただいております。だから事業
はいつごろかと言われたんですけど、この整備計画が5年計画なので5年
をめどにということで頑張ってみたいと思います。広島県知事さんがお
られる話なんで私がここで約束しても困るんで、基本的にはそういうよ
うな話だと思うのでよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
赤川三郎君。

○赤川議員 5年かかるということございまして、同時に1.5車線ぐらいの道とい
うように言われましたがこれは現在原田から印内まで来とる道から言い
ますと、変更になるというように思います。現在では、印内地区にでき
とる道につきましては、この近辺にないような大きな歩道までついでる
わけなんです。ですから1.5車線ということになるとこの変更があるん
ではないかというように思うわけでございますが、そこらと同時に900
台工区ですか、900メートルというのほどちらのほうからはじまるの
か、まずはその2点についてお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 1.5車線と申しましたのは、全部どこの山の中でもみな2車つけて歩道
をつけるという時代がちょっと終わってしもうて、昨今の経済状況の中、
やっぱり必要な道路はつくらないけんのだと。交通量が多くなったらふ
やしていこうというような基本的な考えでございますので、つくった時
点が違うということで御理解を賜りたいと思います。また交通量がふえ
たならばまた正規のことになりますけど、そういう国の方向が今
そういうことになってます。今民主党さんもコンクリートから人へとい
うことで全部やめるんじゃないけど、必要最小限こういうことには協力

するというような姿勢でございます。世に逆らってもいけないので今までどおりずっとこういってもあかんぼうのをだだっこみたいなことになるので、まずはその通してもらって、今までは通らんのに交通量がないわと言ったわけですから、今度はそういうことがないようにと。

どっちからはじめるかということは具体的に聞いていないと思います。多分、担当部長もわからんと思いますけれども。またこのことがわかりましたら、まずはこのことをいわゆる道路の憲法である道路整備計画に載さないといけない。今使ってるのはしょうがないけ、ないしょで金あるっていうわけにもいかないからちょっと継子扱いされとるんで、そのことをしっかりようしてからじゃないと言えないようなところもあります。事業を休むとおくれちゃいけない、一応債だけはつけようというところで3,000万円つけてもらってますけど、これはないしょの金です。まだこの見通しを県が認めてくれたというのも大きな成果でございますので、余り欲をかかんようにちょっとずつ頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 復活事業という名の基にほんとに努力をしていただいております。これにつきましたは、ほんとに敬意を表するところでございます。こういった県の事業ということでございますので、まだまだ時間がかかるようでございますが、しかしこういった復活事業で改めてこう改良するんだということの中に、印内地区の今回結婚されました若い夫婦がそういったことを聞いて、是が非でも地元で定住するというような話も聞いております。こういったことにつきましたは、この道路改良につきましたは一日も早い完成に向けてなお一層の御努力をいただくように強く要望をさせていただきます。次の質問に移ります。

次の質問は、林道「戸島・入江線」についてお伺いをいたします。

この件につきましたは、6月定例会で同僚議員が質問されておりますので簡潔に質問させていただきます。

平成15年八千代町、吉田町、向原町の3町間のアクセス条件を図ることにより地域内の森林資源の整備などの林業振興や地域間の交流促進による生活環境の向上など豊かな山村社会の形成を図るため、県営事業により合併支援林道の整備促進について県へ要望書提出後は合併支援林道として地元の説明会を数回開催されているところでございます。

戸島側は県道広島三次線へ、また入江側は八千代町までのアクセス道路のものを整備とありました。しかし平成17年度頃から林道見直しということで中断をされておったわけでございます。この件につきましたは、平成21年復活事業、復活道路として取り上げられ、今回まで取り組んでいただいておりますが、調査費も計上し林道として森林事業、植林、灌木切り出し等の主要大綱化を考え、合併支援道路として新設工事の早期着工をとありますが、その後の進捗状況、今後の見通し、

取り組みについての市長の所見をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま林道「入江・戸島線」についての御質問でございます。

改良延長2,837メートル、開設延長2,180メートルを計画しております。平成21年度において、概略設計に着手をいたし計画路線の決定、及び地権者の特定をいたしたところでございます。

今年度におきましては、地権者に対し「土地使用承諾書」と「工事施工同意書」を提出していただくよう事業説明を行いました。その結果、「土地使用承諾書」と「工事施工同意書」を提出していただくことができたところでございます。また計画路線沿線に「赤柴山湿原」が存在することから、自然環境調査業務を発注し、現在調査中でございます。これらを踏まえ、環境に配慮した林道整備を行おうと思っております。

今後の計画でございますが、平成23年度の事業採択に向けて、広島県と連携した取り組みを進めるとともに、平成23年度におきましては前線の実施設計に着手し、計画では平成24年度から工事着手をすることとなっております。

さらに、林道「入江・戸島線」前後の市道「道越・多治比線」及び市道「正力線」のつなぎにつきましても、この林道以外の事業により整備を図ってまいりたいと考えております。結論から先に申し上げましたけど、この事業も合併促進のときに各町を結ぶ一つの主要幹線として位置づけておったところ安芸高田市、または広島県のいろいろな理由があつて一度これも中止と。さっきの原田路線と一緒にございます。この線も合併しても必要最小限、各町をつなぐ道路はやろうじゃないかという申し合わせはしとったわけでございますけど、いろいろな事情でなつたんですけど、できることなら事業採択ということで今回国のほうから認められて、今着手に向けて調査をしております。これは大体向原と八千代を結ぶ線だということで。今のさっきの原田吉田線は吉田から高宮を結ぶというふうに、いろいろな各町と各町を結ぶというこれから各市町を連結するというのでお願いをしている路線でございます。今度市町を連結して、今後は高速道路なり54号線、それから高規格道路にまた飛行場とか都市圏への連結というのが大きな交通体系の考え方でございますので御理解をしてもらいたいと思っております。県のほうも費用対効果がないとかこういうこともあつたんですけど、整備事業対象エリアをふやすこととかさっきのような合併としてどうしても必要な道路ということで御理解を賜り、今回の事業の再開につながつたということでございます、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 ただいま答弁をいただいたわけでございますが、平成14年ごろに出されたということでございますので、現在今の答弁を聞きますと若干変更

があったというように聞き賜ったわけですが、いずれにしても林道だけではどうにもなりませんので、しっかりとしたアクセスを考えてやっていただきたいと思います。同時にこの林道ということにつきましては、昨日の一般質問で林業あるいは材木産業の再生とか、あるいは森林整備等々の話がございましたけれども、やはり林道がないとこの森林の問題については発展性がないと思います。これも先ほどの一般県道と同じようにこれから県のいろいろなことを受けながらやっていく事業というように認識しましたので、これも今回わかりました復活事業、復活道路として本当に一生懸命に取り組んでいただきますことをお願いしておきます。この席でこのようなことを言わせてもらいましたのも、やはり何と申しましても復活事業として復活道路として市民の皆さんにまた大きな期待を持たせていただいたわけですので、なお一層の努力をしていただきたいと思います。その心構えを聞かせていただきたいと思います。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

前がどうのこうのというんじゃないしに、市としているという、いわゆる市の連結軸ということでございます。財政状況が厳しいときでございますけれども、それを超えてでも事業進捗に向かってはぜひ頑張ってもらいたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員

再度、言うようでございますけれども、この復活事業がほんとに完成しますようになお一層の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○藤井議長

以上で、赤川三郎君の質問を終わります。

この際、2時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時58分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員

14番、あきの会の青原敏治でございます。

通告に基づき質問をさせていただきます。

ワクチン接種の無料化について。このことは先の定例会でも同僚議員が質問をされましたが、再度質問をさせていただきます。

ワクチン接種の無料化については国においても議論がなされておるところでございます。その中で先日もNHK等々でも特集を組まれて放映をされたと聞いております。その中でもいろんな課題を持ちながら、接

種したくてもできないという状況の中であります。我が市においても少子高齢化対策は重要課題であり、若者定住、子育て支援、今まで以上に必要と考えます。今のような観点から市長のお考えをお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの青原議員の御質問にお答えをいたします。

ワクチン接種の無料化についての御質問でございます。

御承知のように、現在、予防接種法第2条及び第3条に基づく定期予防接種につきましては、全額公費助成となっております。なお、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種について国は自治体に対し、努力義務を示しております。本市におきましても、少子高齢化対策、先ほど御指摘のように若者対策、子育て支援として大切なことと思っております。認識をしております。

また、乳幼児が罹患すると重篤化されている細菌性髄膜炎の予防ワクチンについても同様でございます。いずれにいたしましても、国、県において検討されておりますけど、これ少子高齢化が大事なことでございますので、国県がいかなる状況になっても市として無料化をしていきたいというようにこの間幹部会で申し合わせているところでございます。議員御指摘のように、少子高齢化が大事でございますのでしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今、市長のほうから力強い答弁をいただいたんですが、これが見える形でやっていただければというふうに思っております。今予算編成の時期でございますので、そのことが23年度の予算にどのように反映されておるのか、わかればお示しをいただきたいというふうに思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 23年度予算につきましては、まだ原課からの予算要求の段階でございます。年が明けましてヒアリング等々があるわけでございますが、子宮頸がんワクチン等につきましては年3回の接種が必要でございます。1回が2万円程度要するというのでそこらにつきまして、今までの11歳から14歳、4学年程度の費用についての計上をしたような感じを思っております。その後におきましては、小学校6年から、中学校1年、中学校入学祝いという形での接種、来年度につきましては今までの4年間分についての予算計上ということをお伺いしております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 予算計上もされておるといことなんですが、本来であれば前回の定例会においても同僚議員がこのことについては無料化を訴えてきとるんじゃないかなろうかと思っております。できれば本定例会で補正予算に上げてほしかったなという思いはしております。今、近隣の東広島あるいは広島市等々が一応補正で上げて決定をしております。そういう中で我が市でもいち早くこういうことに取り組んでやはり若者定住、子育て支援を十分にやっていただきたい。言うことは言いやすいですね。ただやるのがなかなか難しいので、やっぱり有言実行ということでこのことをお願いしたいと思います。また今部長のほうから予算組みはしておりますよと、その金額的には出てきてないけどやはり対象人数とかいろんなこともお聞きしたかったんですが、最後に市長のこれからの心構えといえますか、決意の程をこれは絶対やるんだということをお示しをいただき、質問を終わらせてもらいたいと思っておりますが、どうですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 最初にお答えしたとおり、今県、国ともいろいろ協議をされておりますけれども国の支援がなくても市独自としてこのことはやっていくということは今約束したわけでございます。来年度です。今年度につきましてはどの程度やってどのぐらい金がかかるとか把握してませんので、検討課題にはしますけど、ちょっとこれは約束はさげさせてもらいたいと思っております。来年度からは実施することをお約束したいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 ありがとうございます。このことで市民の方々も安心してまた生活ができるんじゃないかなろうかというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○藤井議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番、あきの会 入本和男でございます。

先の通告に基づいて一般質問をさせていただきますが、今回は一般質問の締め切りが12月1日でございます。その後、新聞報道によりまして、私の質問とかぶるところがあり、また12月広報におきましてもあきの宝としましてサンフレッチェが三矢寮ですか、そういう宝が出て非常にどちらかと言えば、私のほうが情報がおくれとったと、議員活動ができてなかったと反省するところもあるわけでございますが、1番目としまして安芸高田市清流園についてでございますが、この事業費は19億8,240万円として先進的な発想で平成23年4月1日から汚泥再処理センターとして稼働することができる状態に現在なっております。そこで発生する炭化物というものが非常に私としても今まで耳にしなかったものでございますが、これが農業等の肥料として利用することができるとして、

雑学でありますが多少なりとも勉強してみました、何分、新規事業で非常に理解しにくい部分がありましたので、今回来年4月1日の開業に向けて質問をするものでございます。

大体1日の量産について伺うものと、それから肥料の適用分析といいますのは田んぼとか畑とかどの辺りに使えるものかとか、それからこの肥料が炭化物の肥料として商品化できるものか。それからその炭化物ができるのはいいんですが、その日常できたものがどのように保管し、今後の施設の運営、並びに炭化物の供給方法、販売方法といいますか、その辺りを伺うものでございます。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの入本議員の御質問にお答えしたいと思います。

汚泥再生処理センターから発生する炭化物を、農業等の肥料としての利用及び今後についての御質問でございます。

現在の施設では、し尿・浄化槽汚泥を処理し、生じた汚泥を脱水・焼却後、埋め立ての処分をしておりますが、資源の有効利用と循環に努め循環型社会形成の推進を図るため、平成17年度に循環型社会形成推進地域計画を作成し、平成18年度から清流園更新事業に着手し、平成20年度に本体建設工事に着手したところでございます。これまでの処分方法から炭化物による再資源化施設が本年度で完成することとなっております。炭化物の日量の生産量につきましては、日当たりの処理能力76キロリットルを処理をした場合、約700キログラム、15キログラムの袋詰めで約47袋の生産量となります。

成分分析につきましては、12月中旬に炭化物のサンプルを採取し成分分析後、国に肥料登録申請をする予定としております。肥料登録申請から登録までは約3カ月程度かかる見込みでございます。肥料登録後は、堆肥センターと連携して調査研究を行い、可能な限り循環型農業の構築を目指し、多くの市民・農家等に、肥料・園芸用と土壌として利用していただきたいと思いますと考えております。

保管につきましては、炭化物搬出室に移動式の棚を設置し、3カ月分の炭化物を貯留できるようにしております。

肥料のブランド化、運営方法など詳細につきましては、成分分析の結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 　ただいまの答弁の中に炭化物が3カ月分ぐらいストックできるということと、それから国のほうの登録というのは私の雑学の中で農林水産大臣の許可があるというような形で、肥料取締法第7条の規定でというようなかたいものがあるようなことで、それがすんなりいくものかいかないものか私も国の登録というものが肥料に対してのこれが3カ月ぐらい

かかるということになりますと、もう既に炭化物の見本が。先日私もちょっと施設を伺ったときに、これは規則のようなものがありまして、これがそうなんかとはじめて目にしたようなことでございますが、その点につきまして、十分稼働までにそういうものが間に合う準備だと私は理解しております。その中で、あとの聞きますところによりますと、今現在管理者がおられますが、定年を迎えるという形で今後の新しい施設というものは技術者の問題も当然出てくると思います。そしてこの運営については委託されるのか、今までどおりやられるのか。自分今既に事業団のほうから派遣されておりますよね。そういう点を踏まえまして、このたびの民営化という中でどのような方法で今後の技術者並びにその炭化物の供給等の運営方法についての方向性はどのような検討をされておるか、伺うものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 運営方法でございますが、現在、新しい処理施設には水処理と炭化処理がございます。その水処理、炭火処理を委託する予定でございます。

それからその炭化物が汚泥の処理、発生する肥料登録化をいたしまして園芸等に使ってもらいたいということで再生処理施設ということでございます。この運営につきましては、施設については委託、それから発生しました炭化物については市のほうで処理をしたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 施設の運営につきましては、稼働につきましては委託で、それから炭化物のものは市が管理するというふうにお聞きしました。それで市の管理の場合はその炭化物は有償と無償との発生もあろうかと思いますが、そのあたりがどのように今後考えられるのか。まだそのあたりも検討されてないのか、無償でもらえるのも一つの農家の潤いになるかもわかりませんし、有償にしてもこれまた経費の節減に減価償却等に充てることもできると思いますが、そのあたりはどのように検討されていくつもりでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 炭化物の発生した肥料にしていきたいということでございますが、これは他の事例も研究してみますと、いろんな方法がございます。有料のところもありますし、無料のところもあります。それで我々としましては、まず肥料分析を行って立派な肥料になるということの確信を得たいと思っておりますが、そうした中での販売と言いますか、処分方法を今後検討していきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 本来所管の我々の仕事になろうかと思うので、今後の経過については

その分析が現在第1段階であると聞いておりますので、その後は大きな課題が出てくると私は思います。

それで委託と言われましたけど、その委託は地元業者でも教育すればできるものか、とんとこれは手に合わんと、メーカーでやってもらうんだと、そのあたりはどういう施設なんでしょうか。どういう考えをお持ちでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 この処理施設は提案型で実施をしておる施設でございます。提案型で施行しておるということでございますので、その委託先は当面その提案したとおりに管理・運営ができるかという見きわめが必要でございますので、当面のところそれらに委託したいというふうに考えております。ただそれが継続、ずっと永久ではございませんので、その中に地元の業者等も入ってもらうことを考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この安芸高田清流園につきましては、まだ完成前で準備段階で3カ月の猶予があるわけでございますが、そうは言うてもある面では準備を先取って計画性によっては予算的な処置も必要かと思っておりますので、今後につきまして状況がわかり次第報告をいただければと思っております。

炭化物につきましては、予備資料で調べるとこれはかなり発熱量があつて、炊くことも燃料としてやることも非常に効果があつてCO₂の削減もあるということもありますので、ただ肥料1本でなくて、そういうことも加味されて検討されてみてはと思います。雪の多いところには田んぼにまいて雪解けをサポートするようなこともあったというふうにも聞いております。パーセンテージをよく使えばふつうの使った肥料と使わない肥料とではいい成果が出ておるとかというようなことも私の雑学の範囲以内では伺っておりますので、今後の課題として情報の提供し、我々も前向きに検討していきたいと思っております。

次に移ります。窓口のワンストップについて伺いますが、このたび改修工事に伴い、私は休日の窓口を同時にされることが望ましいと思ひ伺うわけでございますが、このたびの改修工事についての前向きな窓口の開設があるのかないか、その点について市長のお考えを伺うものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 窓口のワンストップに合わせて、休日の窓口を行う考えがないかという御質問でございます。

既に議会にも御報告させていただきましたように、平成23年度から市役所に来庁されるすべての方に「わかりやすく」、「使いやすく」、「心地よく」、そして「手続が早くおわる」ということを基本理念とし

た「ワンストップ総合窓口」をスタートさせることにしております。

この「ワンストップ総合窓口」はこれまで市民の方が幾つもの窓口を移動して行っていただいております。ほとんどを一つの窓口で終わらせるということを目指しております。さらなる市民サービスの向上に向けた行政改革の取り組みの一つでもあります。

一方、お尋ねの休日窓口の開設につきましては、私も市長就任以来、土日、祝日をも含めた市役所の開庁日の拡大を考えておりましたが、職員の提案を受け、これに代わるより効率的・効果的な施策として職員みずから「まごごろ連絡員」として高齢者や障がい者等の事務代行（取次ぎ）を行うサービスを開始したところでございます。現在その成果もかなり出ているように聞いております。このサービスは、職員の自宅がすべて市役所の出張所になるという考えであります。現在、消防職や保育士等を除く一般事務職員が332人おりますので、言いかえれば332の市役所の出張所が安芸高田市内に存在するということでございます。

従来の市役所に「来ていただく」という考えから「出向く」という考え方に転換することで、高齢者や障がい者の方など、いわゆる交通弱者といわれる方もわざわざ市役所に来ていただくなくても、また休日や時間外でも近隣の職員に用件を申し伝えていただくことで各種の証明などの申請手続や書類の提出などが可能となります。市民の皆さんにとって真のサービス向上につながるものと考えております。

また、窓口の延長サービスを平成19年4月から21年3月までの2年間、試行的に週1回、毎週金曜日に窓口の2時間延長を行いました。利用者は平均して1人と非常に少なく、非効率という判断から廃止をした経緯もございます。従いまして、現状におきましては、休日における窓口の開設については考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 中国新聞を見させてもらおうと、財政的にも節約になると。それと県の行政化ですか、ここは民間団体に委託するケースはないと。まさに市長が目指しておられます広島県一とか全国目指し広報をやろうとされておるわけです。非常に私は前向きで結構だと思います。しかしながら、現在「まごごろサービス」の利用度もあると言われましたけど、高齢者、障がい者等でございますけど、この安芸高田市の広報誌を見させてもらってもいい面ではきれいセンターが日曜日にあけて、その里帰りしたものがそこにも持ち込むことができるような状況も日曜日が必要だと。それからもう一点は医者ですよね。医者も日曜日を金を投資してでも市民の安心と安全を守るという形で日曜日の開業もやられております。しかしながら、一たんいいように見えますけれども、逆に12月の相談日とかいう中で、くらしと心配ごととか、それから弁護士の相談、行政相談、安全相談、消費者生活相談、児童母子家庭相談、健康相談、そういう中で特設人権相談開設ということを見てもほとんどが月曜日から金曜日な

んです。また、特集を組まれております子育て支援センターも子育て交流もありますけど、これも水曜日。それからせめて救いなのが園の体験入園日が土曜日がふくまれているところもあります。しかしながらこれは体験はどちらかと言えば月曜日から金曜日で、入園児の受け付けは土曜日は認められておると。こうしたあたりを見ますと、一番そのウィークデーに働く人が例えばこの間シンガポールの交流がありましたけど、パスポート一つとろうと思ったときに子どもさんを休ませ親も休んで受け付けに来ないといけんと、一つの一例かもしれません。それで図書館の入館者を最近のをちょっと見てもらいました。12月4日の土曜日が497人、それから12月5日の日曜日が379人、12月7日の火曜日が404人、12月8日が384人とこういう流れの中でやはり土日は親子連れが多いということでございます。こういうせっかくサービスというものが全面に出たときに、本当のサービスは何かと申しますと、ここで言えばイズミかもわかりません。一番皆さんが休みがあるときにどうぞおいでくださいという間口だけ。地域で言えば散髪屋さんかもわかりません。全部の日曜日ではありませんけど、日曜日にお休みのときにどうぞ来てくださいと。一番生活してる密着している行政がこのワンストップを機会に、確かに2時間の延長では来られなかったかもわかりませんが、諸行事をせっかくこれだけの行事をこの広報誌の中にあっても休みをとらなくてはいけないという状況の中で本当に住みやすい環境かなど。窓口業務をそのように改善して本当に市民一人一人に潤いを与えることができるかと思ったときにはやはり安芸高田市の委託、例がないものに出したらもう一步踏み込んで窓口だけはそういう経費が仮にそのこの掃除が600万円の、500万円と書いてありますけど、これに逆に100万円多くかかっても200万円かかってもそういうことの市民にそういう利便性を積まなくてもいいような利便性のライフラインをつくるのも新しい市の、町のつくり方ではないかと思うんです。ぜひサービスという面は笑顔のサービスもありますが、ハード面におきましてこういう安芸高田市は住みやすいでと、どうぞきてくださいというような一つのものを民間委託というものを一つの上げまして最小限の皆さん方の広報誌でうたっている状況の中の一つでも二つでも間口を広げることによって、納税に行くのでもコンビニは24時間、他の通販とか他の料金は払えます。しかし行政の金はまだそこまでできておりません。そういう点を含めてもやはりそういう流れになってることも事実ですし、そういうところで払えるような状況をつくってあげるといふよりか、こういうところがあれば安芸高田市本庁だけで私は結構だと思うんですが、そのような諸条件の中でも市長さんは日曜日は全く将来の展望の中にこの窓口民間委託の事業に対してお考えがないか、再度伺うものでございます。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

大変貴重な御意見だと思います。非常に市民の方々、日曜日にも用事

があるかもわからないし、正月もあるかわからんと言うことでございますけど、今基本的に考えておりますのは、せつかく職員がまごころサービスというのをやってやろうと、これがまだ徹底していないと思うんですよ。全くパスポートもとってきてくれということもできると思うんですよね、ちゃんとそういうことも。そういうようなことも我々も市民啓発かけますけど、職員啓発にもつながるんでこのことはぜひ実施したいと。現に私のところに来て、他の人がこれどうしてこうなったかというたら説明してあげたら、わかったと言って帰っていく人も5、6人もおるんです。このように我々も徹底して説明してあげると。身近なところにあるのがいいんじゃないかと。市民の方々も近くに職員がおるから行ったら悪いんじゃないかというようなことを思っておられるんで、その啓発の仕方でもこれからしっかり考えていかなくちやいけないかと思っております。ただ、日曜日もやって、例えば弁護士の相談とか専門家をおけばいいんですけど、おる職員が全部対応してくれるかというたら家におっても同じなんで、わかる範囲しか対応できないわけなんで、なかなかその辺のところは私らが法律相談とかやってるのは専門家を雇ってきてそこでやってるわけであって、職員一人置いたからそれじゃ法律のことがわかるかといったら疑問があるんで、やっぱり職員の方々、私も含めて勉強をしてもらっていろんな問題に答えられるようなシステムづくりがこの安芸高田市、貧乏の町にとって私はいいいんじゃないかと今思っています。ただ議員がおっしゃるようにその課題、例えば、そういう話でできないような考えがあるんならちょっと調査をしましてまた考えていきたいと思えます。現在のところ、大体来られたら、別に専門家じゃなくても答えられるようなことばかりなんで、そういうことだったら近くのうちの職員のところにもってもらったら、もう業務命令で言ってるわけですからちゃんと言ってもらったら結構と。職員もこのことによって住民とのコミュニケーションができれば、施策の展開もいいと思えますので、わざわざ市役所に来てもらって電気暖房つけてからおってもらわんでもええんじゃないかというのを思えます。徹底してやればかなり効果があると私が思ってるんですよ。ただおっしゃるようにここに来ないと用件が達成できないということがあればやっぱりこれは対応していかないといけんと思えますのでちょっとその辺の動向を調べてからいきたいと思えます。

それから今のいろんな子育て支援サービスにしてもこの貧乏な安芸高田市がやるためにはどうすればいいかというんで、今例のファミリーサポートを利用しているわけです。いわゆる保育所をつくって施設をつくってやるんなら今までの行政です。置いてあったもの何億の金がかかります。そうじゃなしに、市民の方々に報酬を出して、ちゃんと昔の看護師の人に見てもらったたら非常にいいよと言うんで、この24時間サービスについてはこういうことを今奨励するように職員に指示しています。これは田舎流のちゃんと行政改革を考えたやり方だと今思っています。

これじゃ到底間に合わん言うんだったらちゃんと施設つくらないけん。決まってちゃんとした人が来られる、確実に20人ほど来られると言うんだったらちゃんと保育所みたいにつくってやればいいんですけど、ランダム、1人か2人のためになかなかこういう体制づくりができないというのが、こういう狭い小さな市町の悩みでございます。おっしゃることもわかりますので、まず職員にどのような議員さんがおっしゃるような対応ができないもの、例えば、うちの職員、近くの職員に届いたわからんことがあるんだたらそういうような対応ができるようなシステムをつくっていきます。職員がわかるんだたら職員の啓発を徹底していかないといけん。私はかように思っております。これが行政効果を考えた仕組みだと思います。金はないんですけど、工夫して仕組みづくりだけは徹底したいという考えでございますので御理解をしてもらいたいと思います。

決して議員さんの言うことわかるんで、実態はやっぱり困っている、今のまごころサービスでは対応できんということになれば、ちゃんとしたことを市役所で対応すると。ただそこには、それに対応するためにはかなりの人間を置いておかないとまた今度はできないということになりますので、いろんな総合的に判断して安芸高田市でどういうべきとかと行革の観点からもしっかり考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。市民に対してはそういう窓口、システムを構築しておるんだということに理解をしてもらいたい。残業するんだけど、子どもをその残業で見てもらえんじやろうかと。うちの家庭でみてあげるというシステムができるんだたらこっちのほうをとりたいたいと、今までの行政は施設をつくってたわけです。つくったのはいいけど子守する先生方3人置いたけど来る人3人だったら、1人だったり赤字になったからやめたという話があるようなんで、このことにならんようにやっぱり家庭でみてもらうというのも大事だと思っております。窓口サービスというのも非常にこれもいい仕組みなんで、今度職員にも訓示をしますけどちゃんと対応するようには努力していきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 御存じのように私の意見でなくて、私は弱者の代弁者でこういう形で質問をさせてもらっているということも市長さんのほうにお伝えしておきます。当然、市長さんは政策の提案者であり、我々はその政策に対して欠けてる分を提案し、それについて努力してもらうのが我々の仕事ではないかと思っております。ただ、先ほど言われましたまごころサービスでございますけど、これは職員に徹底してると言われますけど、市民には徹底してないと思っております。と申しますのも、職員のいない地域もあるわけですから。そこまで市長さんが言われるのであれば、まごころサービスとはこういうことができますと、それで地区担当はどういう職員がおりま

すと、そこまでやって私は本当のまごころサービスだと思いますが、その点について伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に大事なことで、そこに広がらなかったら議員がおっしゃるようにならなければ、まずはここに対応させてもらいたいと思いますけど、徹底してなかったらちゃんと徹底するような工夫をしていきたいと思います。その結果を見て、これじゃ対応ができませんということになれば、また窓口においてということも展開していきますけど、まずはここでできるかどうかという検討をさせていただきます。徹底させることを職員にも指示していきます。おっしゃるように広報には書けたんですけど、市民の方々が知っておられない方もたくさんおられると思いますので、御指摘のとおりでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 職員は認知されてると思うんですよ。市民が認知をされてないと思うんです。だから振興会のほうにお宅の地域にはこれだけの職員がおります、この職員がいかなることで回答ができるできないは別として、伺うことができますという一つの配置図といいますか、そういうものが必要だと思いますので、ぜひそれを実行していただきたいと思います。

次に「あきたかたのたから」についてでございますが、今回、あきたかたのたからと申しまして、これも新聞の2日の日に、本来は副市長がトップでおられるんで管轄かと思いますが、そうはいっても専務のほうを中心になってやられるのがベターだと思うんで、ここへ出たことだけが理事長が指示されると思うんです。私が思ったのは、非常にこの時期に安芸高田のブランド品をやられたのは非常によかったと思うんです。それでページをめくっていくと、やはり「あきたかたのたから」は三矢寮からはじまって、その次は新しいブランド、私はあっと思ったんですが、「あきたかたのたから」とこれが一つのキャッチコピーみたいな形で、またこれがうたわれておると。御丁寧にこのたび合流されて、毛利の里づくりもお太助ワゴンと安芸高田市のブランド認証、誕生と出て、同じような内容なんですよ。そこで一工夫してもらいたいものは何かと申しますのは生産者の販売、ルートの確立ではないかと思っております。それで行政がその支援される考えはないか、伺うものでございます。現在、市内で取り扱っている小売店、並びにJAの協力と行政の活用と、販売店はどの程度把握されているのか。また売り上げ額はどの程度把握されているのか。また認定半ばで数値が見にくいと思いますが、どのような現状であるか、お知らせをいただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「あきたかたのたから」についての御質問でございます。

私のわかる範囲内で説明をいたします。不足があったらまた担当部署なり、部長のほうが説明すると思います。

安芸高田市にはさまざまな地域支援や特産品がございますが、小さな団体や組織でつくられているものが多く、こだわった商品でも余り知られていない商品がございます。そのため、改めて市内の特産品を掘り起こし、安芸高田市を代表する地域ブランドとして販売していこうと、平成21年度から財団法人「地域総合整備財団」の「地域共創ビジネス支援事業」の採択をいただき、財団法人「安芸高田市地域振興事業団」が事業主体となり、具体的な取り組みを進めていただいております。

平成21年度におきましては、安芸高田市内のつくり手・担い手・ブランドづくり・商品づくり・デザイン等の専門家による検討委員会を編成いたしまして、「基本調査」、「計画策定」、さらに「商品化」及び「実験販売等」を行ってきました。

平成22年度も再度同事業の採択をいただき、よりすぐりのたからものを「あきたかたのたから」として認証し、より広く、より多くの方にアピールしていく事業をスタートさせたところでございます。現在、21グループ、43品目が認証され、今後個々の商品力強化支援や広島市内量販店での実験販売、市内観光交流施設での販売、ネットでの販売サイトの立ち上げ等を等の支援を行うこととしております。売上額につきましてはスタートしたばかりですので、まだ把握をしておりません。

今後、認証制度を上手に活用し、さらに魅力的な商品開発が進むことを期待しているところであります。

行政といたしましては、2年間「地域整備財団」の助成により一定の効果はございますが、また収益確保の仕組みが十分とは言えませんので、今後、「安芸高田市地域振興事業団」と連携をして事業が軌道に乗るよう支援してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、安芸高田市の今後の振興政策として「歴史」「文化」「観光」等の振興資源の活用と、この「安芸高田ブランド」の情報発信はセットでございまして、行政としても販売支援には力を入れ、認定を受けられた生産者の元気度を高めてまいりたいと存じます。

御指摘のように、先ほど行政と支援といわれましたけれども、こういうことを今考えていることで御理解を賜りたいと思います。

そして、これとは別にまた市内の安芸高田市の支援をする会というのを立ち上げようとしております。これは美土里町が既につくっておられますけど、全国の安芸高田市出身者の方々に地域のブランド制、地域の産物をちゃんと使用していただくという取り組みをしていきたいと。私も東京におりましたけれども、非常に地域出身の人は安芸高田市の米を、同じ米を食いたいとかこういう要望がございますので、こういう取り組み、またはいろんな観光物にしても、それじゃそういうところに売ったほうが来てもらいやすくなるので、こういう取り組みをしております。

またこれ骨格が決まりましたら皆さん方にも協力をすると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。現在、美土里町でこういう名簿をつくってから活躍をされてますけど、安芸高田市全体としてつくっていかうという考えでございませう。いずれにいたしましても、いろいろな今後JTBと大変な問題もありますけど、実際我々が現実にはできるといったら、今のような地域のいわゆる安芸高田市を理解していただいている方の御理解をうまく利用するという事は大切なことと思ひてます。よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 確かに事業団は前向きに新製品を認定して、市長の言われますこの認定商品は地産他消かもわかりませう。先ほど言われましたように、地産地消でなくて、ふるさと便として市内で暮らしている人に送るというのも一つの方法だと思ひます。そうすると、私が申し上げるのはせつかく、このこういうチラシを出すものだったら、今お歳暮の時期でございませうよね。セット販売が限定で100個ですよ、10個ですよというこの中で、そういう一つの演出をする人がいないと生産者は一生懸命つくるけど、売るノウハウがやっぱり弱いんですよ。そうすると、商工会を取り込んでセット販売で限定でやるとか、事業団が限定でやるとかいうのが一つの例で言いますと、市長さんが手土産にどこでもいいですから、宮崎の東国原知事まではいきませうかもわかりませうが、消費者でやりよるもんだと思ひてこれはええもんがあるよということで、ぜひ交際費が残らんように残りは全部この産地認定品を手土産にもってばらまいてもらって、それでリピートがあるように一つ私は議長も含めてそういうふうにしてもらいたいんですが、やっぱりこれだけ市が取り上げてるわけですから、決してこれは交際費の無駄遣いでもないですし、1杯飲むわけでもないし、やっぱり何とかして認定商品を広げていかうとされる場合は、そういう姿勢が市長さんにも必要だと思ひますが、この認定商品を今後、どのような形で発信されて他消のほうにもっていかれるか、ちょっとお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ありがとうございます。全く同感でございまして、勝手に売らんじゃなしにみんなうまい、いい方法でたくさん売る方法を考えていかないかと。まだ、これ書いてあるものだけじゃなしに、これらの落花生もいいのをつくっておられるし、いろいろな特産もあります。全体的にどうしたら売れるかと、どういう時期に売れるかという協議もしたことがないんでしていきたくと思ひます。

それから、私ができることはいろいろな大阪の県人会とか名古屋の県人会とか、東京の県人会、そういうところにやっぱしさっきのメンバーがあれば見やすいんですけど、そういう方の賛同を得ながら、地産地消、

他消にもっていかないと大きくなるので、そういう方向性をしっかり考えていきたいと思えます。今は来られた方は炭の販売とか特産を配っているわけですが、そういう使い方もしていきたいと。それからえびす茶とかも農協でやっていますが、こういう会議にも使っていくとか、こういう工夫があるんじゃないかと思っています。そういう意味では反省していますので、しっかり売ることを考えていきたいと。我々が認証するのも一つの安全の売り方かも知れない。考えればようけあるんで、少しでも農家所得の向上になるように考えていきたいと思えます。貴重な御提言ありがとうございます。早速生かしていきたいと思えます。今後のお中元とか商戦間に合うかどうかわかりませんが、郵便局とかいろんなところで勉強しながらやっぱりそういうことも考えていくのがいいんじゃないかと思っています。

桑田の庄さんが割かしそういうことを考えてやっておられます。いわゆる美土里町出身の人を大事にしながらリピーターを確保して、ああいいういいところは見習いながらしっかり産品を売ること考えていきたいと思えます。今度また議会のほうからもいい提案があったらまた教えてもらいたいと思えます。しっかり身にすえて頑張ってくださいるので御理解を願いたいと思えます。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 今、市長が言われましたように正月にふさわしいような郵便やなんかもありますよね。それからここで言えば新米とかそういうせつかくのブランド米があります。そういうものを送ってあげようとか、健康わらじなんかでも、学校のランドセルつけて市内の者が歩きよったら結構ふるさとのことはまちに響くというようなこともあろうかと思えます。この一つ一つ見てもやっぱしつくられた方には歴史が入っておりますね。物語というものがあります。その物語を広げていくことによって交流人口がまた安芸高田に来るということもあろうかと思うんです。そういう意味をふくめましてもやはり私は市長さんの力の大きなるところが私はあると思うんですよ。だからこれも所轄になっていくんで今度は観光課と突き詰めて商工会とどういうふうにタイアップして商品化するか。うちもこの間の局長のほめるわけじゃないんですが、三次、庄原、安芸高田と三市のゴルフの交流会があったんですよ。その時に地元でせつかくあるんじゃないけん、地元のものを使わないけんよということで事業団に行って詰め合わせのセットを市長さんも心遣いいただきましたけど、全選手に同じ商品を渡して帰ってもらったというような、できる範囲内ではこういう心遣いをしてるというのがあるわけでございます。そういう我々も一人一人が市長さんが常に言われる自助、公助の中で自分たちが何ができるか。ただ手を差し伸べたらだれができるか、そのリーダーの仕掛けはやはり行政の立ち場のものがあるわけですから、やはりそこらに差し伸べて我々も商工会に今後意見交換をしながら行政はこういうものをし

ておると、43品目の商品があると、これをぜひ「あきたかたのたから」、そのキャッチコピーののぼりをつくってくれと、そしたらその店にはありますよとかいうようなこともできますしね。そういう形にしてちょっと手土産にいったときにはよっしゃ安芸高田の商品43の中からどれを持っていったらうかな、またおじゃみなんかでも正月にこれ遊びに行ったから遊び方を変えてもええと、結構これはちょっといやされるんではないかと、ふるさとを思い出してもらえるんではないかというような形もあります。そういう意味で非常にいい政策をされておるわけですが、生産者はつくることは得意ですが、売ることは非常に苦手です。そのあたりをリーダーシップをとってもらって事業団に飾っとくっていても失礼ですが、事業団にこんにちはと行く人はちょっとおらんと思います。のぞいてみても通路ばかり見えてなかなか今工事中じゃ言われれば、そうかもわかりませんが、あこに人を置くということも無理だと思うんです。そういうときには民間の人のイズミさんとかJAさんのコーナーとか、そういうところを利用させてもらって、やっぱりこの商品がより生産者に意欲をわかして商品になればと思っておりますので、再度その我々も取り組むべき課題だろうと思っております。

市長さんにいま一度この事業団がやっているものを睨かせるためにも、いま一度その予算を方向づけして、また見直しができるんだったら今度一つ連携してやってみと言われるように心遣いをいただければと思っております。

最後にこれは全く関係ないことですが、関係ないこともないんですが、鳥インフルエンザも新聞紙上で早く取り扱っていただきまして、所轄しておる人間としては安堵したところでございます。我々も行政の情報をしっかりキャッチしながら、今後議員活動を続けたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○藤井議長

以上で入本和男君の質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、12月21日午前10時に再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 3時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員